

令和2年9月10日 総務文教委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 西村 一啓

副委員長 山崎 年一

委員 小中 真樹雄、小田上 尚典、網谷 芳孝、児玉 朋也、寺岡 公章、  
山本 孝三

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○西村委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、市長に御挨拶をいただきたいと思えます。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○西村委員長 それでは議事に入る前に、委員の皆様へ、また執行部の皆さんへお願いを申し上げます。

委員会では質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから御答弁をいただきたいと思えます。

発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思えます。

それでは議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第70号財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））及び日程第2、議案第71号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））の2件は関連がございますので、一括審査としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしということで、それではそのように決定をさせていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いしたいと思えます。

消防長。

○佐伯消防長 おはようございます。

それでは消防本部から、今回取得しようとしております高規格救急自動車、車輛及び救

急用資機材の概要について、資料を御用意しておりますので、資料に沿って担当より御説明をさせていただきます。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 消防課警防係の岸田です。高規格救急自動車につきまして御説明させていただきます。

お配りしております高規格救急自動車（車輛）の概要を御覧ください。

まず、高規格救急自動車とは、救急自動車のうち救急救命士の資格を有する隊員が、救急救命士法に定められた応急処置を行うことのできる構造及び設備を有する車輛と定められております。

1、概要にありますように、車輛に装備した各種資機材を使用して、傷病者に最適な処置を行いながら、医療機関に搬送することが可能となっております。

整備する車輛は、2、消防本部の配置状況にありますように、平成16年度に整備した救急1号車を更新するものでございます。

3、車輛主要諸元でございますが、当本部が保有する他の高規格救急自動車とほぼ同じ規格諸元となっております。

続きまして、4、主要装備等でございますが、更新により新たに磁気ダンパー式防振架台、全周囲モニター及び事故を未然に防ぐための先進安全機能を装備しております。

表に記載された番号につきましては、5、完成予想において概要をお示しさせていただきます。

引き続き高規格救急自動車（救急用資機材）の概要を御覧ください。

1、構成品でございますが、当本部が保有する高規格救急自動車のうち、最も新しい平成24年度に整備した車輛と比較いたしまして、一部の資機材に新たな機能を付加したものに更新しております。

1から13に記載された資機材については、国の定めた基準に沿った構成となっております。

なお、表中の赤字で記載した資機材は、2、主要機器等で詳しく説明していますので、御参照ください。

それでは1から順に御説明させていただきます。

1のサブストレッチャーでございますが、通常では傷病者の移動に際しましては、救急自動車に備え付けられたメインストレッチャーで対応いたしますが、階段等の狭所では使用することが困難となるため、コンパクトに設計された本資機材を使用するものでございます。

2から5の酸素呼吸器、人工呼吸器、吸引器及びエアウェイ・開口器でございますが、観察において呼吸状態の悪い傷病者に使用する資機材となっております。

続きまして、6の放射線防護用資機材でございますが、放射線物質を取り扱う施設での災害に対応するための資機材で、防護服と各種測定器具で構成されているものでございます。

7及び8の観察用資機材、呼吸・循環管理用資機材でございますが、車輛に備え付けら

れた資機材以外に直接救急現場に持ち込み、傷病者の観察及び処置を行うための資機材で構成されるもので、早期に詳細な観察を開始し、最適な処置を行うものでございます。

9の創傷等保護用資機材でございますが、外傷傷病者に対して使用する資機材で、頸椎損傷の疑いのある傷病者の固定やけがの処置に使用します。

10の保温・搬送用資機材でございますが、11に記載しています感染防止・消毒用資機材と同様に、救急活動時における感染症の拡大防止の観点から、ディスプレイ式とリユース式を効果的に組み合わせて使用いたします。

12の救出用資機材でございますが、救急車が事故現場に最先着することを想定し、救出に必要な最低限の資機材を備え付けております。

13の高度救命用資機材でございますが、基本的には救急救命士の資格を有した隊員が使用する資機材で構成されています。

次に2、主要機器等でございます。個々の説明は割愛させていただきますが、傷病者の状態をしっかりと把握して最適な処置を行うために、観察に必要な医療機器を中心としたものでございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○西村委員長 それでは本2件に対する質疑を求めます。

なお、本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 おはようございます。

それでは聞かせてもらいます。

大竹市で救急車を買うのは久しぶりということで、今回は寄贈してもらえるところはなかったのですか。

それと、現在の救急車はもう使用できなくなるのでしょうか。何万キロぐらい走って、もう古いから駄目だというのでしょうか。それとも高規格救急自動車をもう1台増やして台数を増やすのかということです。

それとこうした車輛と救急用資機材を別発注するというのは、どこでも一般的なんでしょうか。トヨタに一括で納入してもらわなければならないのか、そこのところをお聞きします。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 児玉委員の質問に御回答させていただきます。

まず、更新をいたします救急自動車の現在の走行距離でございます。現在の走行距離は約11万4,000キロとなっております。大竹市消防本部が定めております更新基準におきましては、10年または15万キロのいずれか早いほうと設定をしておりますので、今回の更新によって、この救急1号車は廃車処分を予定しております。

もう一つの分離発注の件でございますが、消防本部におきまして、平成20年度に整備した高規格救急自動車におきまして、今回と同様の分離発注を採用させていただいております。理由といたしましては、救急用資機材の構成品の中に、多くの医療機器が含まれて

ございます。医療機器の中で高度管理医療機器という分類に含まれているものは、販売に広島県の許認可が必要なものとなっております、これを1つの業者に車輛と含めて設計をすると、対応できる業者がかなり絞られていきますので、幅広く業者を見つけることができるという目的で分離をしているものでございます。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

今回、高規格救急車の入札は、広島トヨタ自動車株式会社1者ということでお聞きしてはるんですけど、これは普通のハイエースですか。2.7リットルのガソリン、ハイブリッドでも何でもない普通の車なんですけど、車輛自体普通で言うと、何ぼ高うても700万円ぐらいのものと思うんですが、備品をつけて高いのか、トヨタ自動車が独自で造って、もうこれは2,000万円近くするのか、ほかにシールを貼ったり大竹市のワッペンを貼ったりする費用もかかるとは思うんですけど、車輛本体価格以外に主な一番高いものというのを、突然金額のことを言って悪いんですけど、教えてもらったら助かります。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 車輛におきまして金額のウエートがある資機材におきましては、主要装備のところがございますメインストレッチャー及び防振架台、この装備で約300万円程度費用が計画されます。

その他におきましては、児玉委員御指摘のとおり、ハイエースをベースとした車輛でございますが、各自治体におきまして導入するにおいて、小さな艀装、主要装備のところ完成予想図の図面を見ていただきたいんですが、側面にLED式赤色警光灯（増設）とか、そういったところで安全面に対応するようなものを1つつけると、価格が上がっていくという形になってきますので、いろいろ安全面の装備を付加した状態で今回の価格となっているものでございます。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

それで、次は機器のほうなんですけど、もともとついていた救急車の自動体外式除細動器というのは、やっぱり点検をされて、使用期限は切れてませんよね。そういうのも改めて新しくするというのでしょうか。もし新しくするなら、これ余りますよね。こういうものは、廃棄するのでしょうか。消防本部なので、こういうものは点検というのは特にして、異常なものはないと思うんで、どこかの集会所か何かに寄贈してもらったりしたらそのところ助かると思うんですけど、最後なのでお考えをお願いします。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 救急用資機材等の耐用年数等について御回答をさせていただきます。

現在、救急車に積載をしております医療用機器の耐用年数におきましては、5年から10年ぐらいのメーカーが自主的に定めた耐用年数というものが存在しております。

具体的に申し上げますと、児玉委員がおっしゃいましたAEDにおきましては、当本部

が保有している現状のものにおきましては、メーカーは6年という耐用年数を設定しております。

あとは、自動式人工呼吸器等は10年というメーカーの設定をしているものであるんですが、法的に点検をしないといけない機器におきましては定期点検を行って保守を行っているところがございますが、今回の更新に合わせまして耐用年数を大幅に経過しているということで、車輛と併せて更新を計画させてもらっております。

あと、今回更新によって不要になった資機材でございますが、現在救急隊員は、現場活動以外に事前のトレーニングを行っております。そういったトレーニングに積極的に活用したりするというのが現在の使い道で、破損状況もある資機材も事実上としてはございますので、そういったものにつきましては廃棄処分ということを検討しております。

以上です。

○西村委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 それで、実はこの総務文教委員会の質問通告が9月3日だったと思うんであります。ですから私どもは議案をもらって、急いで質問通告を書いて、それから事務局へ提出する。そして、いろいろ考えてどういう質問をとということを組み立てて今日になったわけですが、今日突然こういった資料が出てくるわけですよ。そうすると、議案と一緒に資料を出してもらわないと、質問の仕方が全然崩れてくるわけです。一生懸命考えて苦労してつくったものがこの資料1枚で、質問しなくてよくなるということでもありますから、そういった意味では非常にいいことではあるかも分かりませんが、委員の立場としてはしっかりとチェックしたいと思いつながら、こういった資料が後から出てくるということについて、非常に今日私は憤慨したもんですから、今後、議案と同時にできるだけ資料を出していただけるように。今回のようなこの資料は、別に1週間や10日前でないといけないというような問題じゃなくて、メーカー等に問い合わせれば事前に手に入るものだと思いますので、そのあたりで議案と資料と一緒にできるだけ出していただくということをぜひお願いをして、質問に入りたいと思います。

それで今、児玉委員の質問についていろいろ答弁を聞いておりましたが、廃車ということでありました。これは下取り制度とかそういったものはないんでしょうか。児玉委員の質問の中で触れられたと思うんですが、非常に高価な設備を擁した自動車ということでもありますから、耐用年数を過ぎたからもう資産価値はないということで廃車処分を予定しているということも、非常に納得いかないという部分があります。

それでこういったものを廃車した場合に、民間の企業や個人であれば、とてもただで放出するというようなことは考えられないわけでありまして、そこらあたり今後どうふうにされたらいいか、皆さんが納得できるかという部分について検討していただきたいと思うんでありますが、そこらあたりの考え方についてお願いをいたします。

それから現在ある救急車より優れた設備というのが、この高規格救急自動車にはあるんだろうと思うんでありますが、そういったものがあれば御紹介をいただけたらと思います。このパンフレットだけでは現在の救急車と比べてどう優れた設備があるんだということが

分かりにくいので、お願いをいたします。

それから、今まで救急車で行われていた業務ですね。この部分より優れているものがあると思うんですが、それに対してどういったものが優れている、こういうことが患者にとって有利であると、あるいは医師にとって便利であるとかいうようなことがあれば御紹介をいただきたい。

それから、令和元年度の消防年報の、救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況という表があるんですが、これによりますと30分以上60分未満が767件と、最も多くなっております。また60分以上120分未満というのも152件ということで、こうしてみると電話がかかって、収容まで6分ぐらいかかるみたいですが、そうすると30分以上60分未満で767件の出勤については、約30分間その高規格救急自動車の中に、患者さんがいらっしゃるといことになるんだろうと思います。

そういった中で、この高規格救急自動車が必要なんだろうと思うんですが、その30分間患者さんへさっき御紹介いただいたような器具や機械でもってサポートをしていただくんだと思う。そういったことで消防の職員の皆さんが、よくなったと感じられる部分もあるし、逆に負担に感じられる部分もあると思うんです。そういったことについて負担に感じられる部分があるかどうか教えてください。

そのあたりでお願いしたいんですが、この高規格救急自動車、どんな設備があってどんないいものかというのを市民に知っていただく必要があると思うんです。そうすれば、一般の市民からすれば救急車が来たときに一番心配なのは、早く病院に連れて行ってくれやという素朴な気持ちが、やっぱり解決できるのではないか。こんなすばらしい救急車があるんだということであれば、そんなに急がなくても救急車の中で十分な処置がしてもらえよねというようなことになると、安心などにつながると思うんですが、そういった意味でこういった高規格救急自動車の市民への紹介、例えば消防フェアとか出初め式等で展示をなさっていらっしゃいますが、それ以上にもっと広く市民にこういった高規格救急自動車がありますよということを宣伝していただきたいと思うわけですが、そこについてのお考えを聞かせてください。

たくさん伺いましたが、以上です。よろしく申し上げます。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 ただいまの質問に御回答をさせていただきます。

まず、今回の新規車輛の装備で、既存の車輛を超えている装備につきましてですが、お配りした高規格救急自動車の概要、車輛、救急用資機材で御説明させていただいたとおり、車輛には傷病者への揺れを軽減させる防振架台というものを従前から装備しております。今回の整備に対しまして、従前の防振架台の形式を、空気ばね式から磁気ダンパー式という新しいものに変更しております。

この磁気ダンパー式でございますが、従来の空気ばね式におきましては、車走行時の段差等の上下振動に対しての揺れの吸収に優れた機能を有するものでございますが、近年のベース車輛の高度化及び対振動性能が向上しているということから、従前の耐震機能に加えて加速時における前後の振動を防止する目的で、磁気ダンパー式のものに改めておりま

す。このことに対しまして、新たに傷病者への振動等、負担がかなり軽減されるものとなっております。

また、車輛には安全装備をたくさん装備しておりますので、こちらは傷病者に対する装備ではございませんが、実際に操作する救急隊員の安全作業の向上を図るものでございます。

救急用資機材におきましては、新たな機器はございません。ただ、経年におきまして、そのもの自体のモデルチェンジ及び新たな機能が付加されており、グレードアップした機器構成となっております。

引き続き業務の件で御回答させていただきます。

既存の救急車、新しい救急車に対しまして新たな搬送中の処置というのはございません。この理由が、救急救命士の資格を有する隊員が行う救急救命処置におきましては、直近では平成26年度に処置が拡大されております。この処置の拡大以降、救命救命士への処置の拡大がございませんので、現状の救急体制における医療処置というのは変化がないものでございます。

ただし、いずれも新しい資機材を活用することで、スムーズな運用、安全な活動というものが期待されております。

以上です。

○西村委員長 消防長。

○佐伯消防長 病院収容時間が30分かかっているという部分でございますが、過去には救急業務というのはいかに早く搬送するかということが役割だったのだろうと思いますけれども、最近は救命率を上げるということもあり、救急車内での医療行為、先ほど少し警防係長から申しましたけど、だんだん救急救命士が担う役割というものが増えつつあります。そういった中で負担があるかと言われれば、それはいろいろ知識を得なければいけないという負担はあろうかと思いますが、これは救急隊員の責務であろうと思いますので、あとは救急救命士、消防本部も人数が限られておりますので、そういった人数の確保も含めて考えていかないといけないかなと思っております。

それから高規格救急自動車のPRのことなんですが、おっしゃられましたように、消防フェアとか出初め式等で紹介をさせていただいております。今年は残念ながら消防フェアが中止になりまして、その機会は失われたわけなんですけど、今後もそういった機会を通じてPRをさせていただくということと、あるいは社会見学等で子供等が訪れられたときに、そういった紹介をしていく方法でPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 資料の分を早くということで。

総務部長。

○中村総務部長 議会の資料につきましては、現在、前日までにそろえるように議会事務局と調整の上、提出をしているところでございます。ただ、ぎりぎりまでやはり訂正等を加えるということがありますものですから、原則として委員会開催の前日の15時までに提出をしてくださいと。15時までの分はすぐにサイドブックにアップをするという形になって

おります。その後、訂正があったものについては、改めて執行部のほうからその資料を用意するという形になっております。

早く出せるものは早く載せるようにしているんですけども、やはりぎりぎりまで調整が必要な案件もございまして、その各案件によって事情が異なってまいります。今回の消防の分も早めにはアップはされておったんですが、そういった訂正とかがある可能性があるということから、サイドブックへのアップのほうはぎりぎりまで待っていたというところもあろうかと思えます。どの段階で出すのが一番効果的なのかというのはあろうかと思えますが、できるだけ早く提出できるように、こちらのほうも努力してまいりたいと思えます。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。資料については私らも質問通告期限があるものですが、新型コロナウイルス対策で執行部と議会のほうが真摯に前向きに議論を円滑にしているということの中で、今質問通告がつけられておるわけですから、執行部のほうの事情もいろいろあると思うんでありますが、円滑な運用をするために互いがいい審議ができるような方法をつくっていくという心がけが必要だろうと思えます。

それで先ほどの振動を軽減するという機器がございましたが、いつかこの委員会でも、救急患者が乗ったところが非常に振動が激しくて、救急車で体が悪くなるのではないかと、いほど揺れたとかいうような話もあったような気がします。今回の高規格救急自動車の導入によりまして、そういったことがなくなるんだろうと思えますので、ぜひとも今後ともよろしく願いをいたします

ありがとうございます。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告を受けていませんが、質疑はありますか。

小田上委員。

○小田上委員 大変申し訳ありません、通告をしていないんですけども、資料を昨日提示いただきまして、議会運営委員会のほうでも質疑の中で出てきた場合はオーケーというふうにお許しをいただいていますので、少し短めに質問させていただけたらなと思えます。

車輛自体のところでお話しさせていただけたらなと思うんですが、中の資機材は正直、詳しいところは分かりません。中の資機材は今までのものと特に大きく変わった点はないというところで御説明いただいたので分かるんですけども、この高規格救急児童車と言われるものって、車輛本体価格がネット上で見られるんですけど、これが通常の四輪駆動のやつだと595万円。ただ、ハイメディックになると、四輪駆動だと1,189万円。それに先ほど言っていたものがついてくると、その金額になるんだろうなと思えます。

今回すごくうれしいなと思うところは、この新しいハイエース、6月に出たばかりですよ。今まで4速オートマチックでエンジン音が高くて、乗ってる方も患者さんも運転されている方も大変だったところが、6速オートマチックになって静かになりましたというところもあると思えます。



ただ、気になるのが、四輪駆動でないと駄目なのかなって気になるところがあったりはあるんですが、その点教えていただけますか。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 小田上委員の御質問の件ですが、4WDの採用におきましては、現在、大竹市消防本部で保有しております高規格救急車、全て4WDのオートマチックの仕様を採用させていただいております。

理由といたしましては、山間部を管轄に持っておりますので、冬季における安全性能の向上という目的となっております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

これが二輪駆動だったとしても30万円しか変わらないんですね。ぜひ四輪駆動を買っていただきたいなと思います。

なので、いいものになってそのいいものを早いタイミングで導入されたっていうところだと思いますので、しっかり活用させていただいて、出動がないことのほうがいいんですけど、使うときはしっかり御活用していただけたらなと思いました。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今回、高規格救急自動車を購入されよるんですが、患者を乗せて所定の医療機関まで搬送する上で、搭乗する職員で、限られた範囲ではありますが医療行為ができる。限られた範囲で医療行為ができる資格を持つ方は、何人おられますか。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 山本委員の御質問の、救急救命士の現在の配備状況でございますが、現在15名の救急救命士が消防本部に所属しております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それと、過去に救急車が連絡を受けて目的地に向かったんですが、地図が不案内で全然目的地と別のところに救急車が行ったということで、まさに患者さんに対して命に関わるような事例があるんですが、そういったことで市内の地名を言われると、運転手なり搭乗している職員なりが間違いなくそこに行けるような日常の訓練は、どのようにされとるんですか。

例えば新町3丁目ですよと言ってもよう分からんと、本町のほうへ行ったのではつまらんわけですからね。それで大竹市の場合、道路事情も悪いところもあつたりするんで、せっかくのこの高規格救急自動車が運用できないということがあっても困るんですが、そういったことも含めて、消防署の職員の、運転手さんを含めて、地名を告げれば間違いなくその目的地に行けるという日常の訓練も必要だと思うんですが、そういうことは日常的に心がけておやりになってるんですか。

○西村委員長 警防係長。

○岸田消防課課長補佐兼警防係長 山本委員の質問である、救急隊員の日常的な訓練、地理に関する訓練の件でございますが、救急隊員を含め消防隊員全てにおきまして、市内の地理調査、道路調査等を定期的実施しております。それに加えまして、基本的に各出動におきましては、通信指令室で119番通報を受けた後に、発生場所に対する地図を打ち出しをして、それを持ち出しをして現場に向かうということを鉄則としております。場所だけを聞いてここというふうに思い込んで行ってしまいますと、大きな落とし穴にはまってしまうということが、他市の事例等でもございますので、ダブルチェックという体制で、当然分かっている場所もありますが、しっかり目で地図を確認して、間違いなくここだというところを把握して出動するようになっております。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 終わります。

○西村委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

それでは本2件につきまして、一括採決をいたします。

日程第1、議案第70号財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））及び日程第2、議案第71号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決するものと決しました。

それでは説明員の交代がございますので、しばらくお待ちください。

〔説明員交代〕

○西村委員長 続きまして、日程第3、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いしたいと思います。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明がございますので、担当のほうから説明させていただきます。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課の柿本です。

本議案について、条例改正の経緯及び支給対象となる作業内容について補足説明させていただきます。

資料はございませんので、口頭での説明となります。

まず、条例改正の経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、当初国外から到着した船舶や航空機内で感染が拡大したことによって、国家公務員の防疫等作業における感染リスクを踏まえ、特殊勤務手当の額について特例が設けられ、手当の上限額が改正されたところがございます。その後、感染が急速に全国に拡大したことから、都道府県や市町村においても病院や宿泊施設などでの勤務を初め、患者や感染の疑いのある人を搬送する際にも同様の感染リスクがあるとされ、国からは地方公務員についても国に準じて取り扱いを同じにして、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期してほしいと、そういった旨の通知があったところです。

そのため広島県や県内他市の状況を参考に、本市においても防疫等作業における特殊勤務手当の額の特例を定めようとするものでございます。

次に、支給対象となる作業内容でございますが、まず、新型コロナウイルス感染症の患者及び感染の疑いのある人の搬送。それから患者等を搬送した車輛その他物件の消毒作業、それから汚染場所の消毒作業、その他これらに類すると認められる作業、こういったものを想定しておりますけれども、対象となる作業内容や支給の手続きにつきましては、取り扱い要領を定めた上で職員に周知、制度運用することにしております。

補足説明は以上でございますが、御質問の事前通告と重複する内容があったかと思えますけれども、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは本件に対する質疑に入りたいと思います。

なお、本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

質疑はありますか。

小田上委員。

○小田上委員 よろしくお願いたします。

1点目伺いたかったところが、この市長が定める防疫等作業ですね。このところの内容を伺いたかったんですけど、大体は分かりました。なので、患者さんだと確定されてなくても、もう疑いがあるっていう時点で適用されて、それは仮に陽性ではなくて陰性だったということであればこれに当たるのかどうかっていうところが伺いたいなと思います。

あと、この第5項のところですね。長時間にわたり接して行う作業その他と書いてありますけど、こういう場合には3,000円から4,000円に手当が上がるというところで、まず、この長時間というのが大竹市のPCR検査の状況とか見てもそんなに回数はないんですけど、1日に何回あっても上限4,000円。1日に1回で3,000円。何か不公平感があるというか大変じゃないかなと思いますけど、この長時間っていう基準はどのくらいか教えていただきたいです。

あと、4月1日に遡って適用ということなので、現時点で対象となる方がおられるか、おられる場合は何名で、何時間ぐらい従事されているかっていうのが分かれば教えてください。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、患者あるいは疑い患者の判断ということになるかと思えます。

例えば救急搬送されるような場合は、その時点で感染しているかどうかというのは分かりません。搬送先の医療機関において、PCR検査を初めとして感染の有無を確認する検査、そういった検査が必要であると判断された時点で、対象になるという形にしたいと考えております。

それから次に、長時間の定義ということです。

基本的に手当の額は1日当たり3,000円ということで、直接患者あるいは疑い患者の身体に接触する場合については1,000円アップの4,000円ということ。それから直接接触してはいませんが長時間にわたって接しているような場合が4,000円というような形になります。

この作業の時間が長時間であるかどうかというのは、実は国のほうも明確な基準を示されておりません。恐らくその状況とかまた地域によって、また、感染拡大状況によっても取り扱いが一定ではないということで、基準が示されていないということだと思われま

す。広島県とか県内、他市町の状況を見た場合でも、やはり取り扱いが様々あります。この長時間という定義を特に定めずに、例えば濃厚接触者の定義、そういったものを参考に、実際に市内でそういった案件が発生した場合の作業状況とか実態を把握した上で、個々のケースに応じてその都度判断したいと考えております。

それから4月1日に遡及して適用ということになっております。4月以降、何件かこういった疑い患者を搬送したというような実績がございますので、4月に遡るとするような判断をしたところでございます。

以上です。

○西村委員長 消防長。

○佐伯消防長 今回の防疫作業の一部として、消防職員が救急搬送するケースも含まれますので、その救急搬送関係で人数等を御報告させていただきたいと思えます。

3月以降、疑いのある方の搬送ケースというのが7件ございました。今回検査をしたケースが対象ということになりますので、その7件中のうち3件、いずれも4月以降のケースです。4月以降で3件ございました。

人数につきましては救急隊3名で出動しますので、延べ9名ということになるかと思えます。

時間につきましては、個々の時間を把握しておりませんが、現地に着いたときから病院に収容するまで、その後、帰って消毒作業をするといったところで、おおむね1時間ぐらいと思われま

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

長時間が濃厚接触者というところでの判断になってくるところは、しょうがないとは思いますが。何分一緒にいたら濃厚接触だとかっていうのも、正直定義としてよく分かってない、浸透してないところもあったりすると思うんで、何分いたからどうこうじゃないとは思いますが。なので不公平感がないというか、自分やったのに3,000円かよってというのは、身を挺してくださっているわけですから、そこは不公平感がないようお願いしたいなと思います。

今、消防職員の事例をお聞かせいただきましたが、職員の職種ですよね。どこら辺がこの対象になりそうか、想定されているところがあれば教えていただきたいのと、先ほど消防長の答弁聞いていると、この延べ9名ということで、1日1件だったら延べ9名で、3,000円か4,000円か、4,000円だろうと思うんですが、違ったら教えてください。4,000円掛ける9で計算すればいいのかなと思うんですが、これ1日に2件該当する作業を行った場合でも、同じ方が作業されたら4,000円だけですか。計算しづらいですし心情的にも何か違う気がするんですけど、実際これが4,000円の判断になるのかどうか、そのあたり教えてください。

○西村委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません。どの職種が該当になるかという御質問です。

基本的には考えられますのが、例えば本庁舎であるとか、それから市内の公共施設などで感染が仮に発生して、そこは消毒作業を行うというようなことが考えられますので、基本的には庁舎であれば庁舎管理課、あるいは公共施設であればその施設の管理課の職員が該当するということになるんですけども、基本的にはどの職種もそういった作業を行う可能性というのがありますので、職種に限らずその状況に応じて、誰が消毒作業を行うかということで、担当する所属課といいますか課が決まってこようかと思えます。

それからこの手当の支給単位ということが、1日当たりということになっておりますので、おっしゃいますように何回作業に従事しても1日当たり、例えば4,000円になりますよということになっております。基本的にはその1日当たりの危険度ということで判断をさせていただきたいと思えますので、件数ではなく1日当たりということで支給をさせていただくということでございます。

また、恐らく実態から行けば、救急搬送したということはかなり長時間直接接するということになるかと思えます。報告の内容を細かく見る必要もありますけれども、基本的には救急搬送すれば、直接接するというで4,000円という判断をしたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 消防署長。

○坂田消防署長 消防署長の坂田と申します。よろしく申し上げます。

先ほど救急搬送の件ですけれども、3,000円か4,000円ということですが、救急搬送の場合患者を、先ほど説明しましたように、担架を乗せたり運んだりします。ですから患者に接触する可能性があります。また、搬送するために血圧を測ったり心電図を付けたりします。そのときも体に触ります。ということは患者に接触してということなので、4,000円の活動になります。

濃厚接触かどうかにつきましては、救急隊は、感染防止でN95マスクや、ゴーグル等標準装備をして、濃厚接触にならないように努力は、日々マニュアルをつくって活動をさせていただいております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。救急搬送すれば4,000円になるんだというのは、御答弁いただいてそれはそうだなと。確かに体に触れるなど。報道の様子とか見ると、実際にPCR検査に行かれる方って、実は歩いて救急車に乗られている様子があったりとかするんで、想像しづらい部分があったんですけど、そうだろうなと思いました。

この1日当たりっていうのはもうしょうがないんだろうと思いますけど、50%の確率を何回やっても50%なのかっていうと、本当にそうかなと不安になるので、ここは気持ちの部分だと思いますけど、なるべく負担を強いられないようにしていただけたらなと思います。

あと、公共施設とかになると管理課のところになると言われましたけど、恐らくここにいる職員全員が携わられる可能性があるというところで、条例が改正された場合はしっかり中身の精査もそうですけど、浸透していくように周知のほうお願いしたいなと思います。

大変だと思いますけれども、今後よろしくお願いします。

終わります。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、全職種携わる可能性はあるんですが、実際案件が発生した場合に、消毒作業というのは最低限の人数で行いたいと考えております。

○西村委員長 総務部長。

○中村総務部長 1日当たりというところでございますけれども、地方公務員の場合国公準拠というものがございまして、国の公務員が1日当たりというふうになってございます。そういった部分に準拠するという形での制限でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 お疲れさまです。

新型コロナウイルス対応ということで、非常に猛威を振った中で、大竹市ではまだ発生をしていない。非常に市外から大竹市に流入される人口が多い中で、まだ発生していないということは、非常に市の職員を初め、大手企業の皆さんもしっかりとした衛生管理を

していらっしゃるんだらうと、非常に感心しておる次第であります。

ところで先ほどから同僚委員の質問の中で再度確認をしたいんでありますが、大竹市の職員であれば当該作業に従事した場合は、対象となるという判断でよろしいでしょうか。

例えば保育所の職員、あるいはクラスターが発生するかもしれない学校の教員、あるいは保健師とか、そういった市の窓口の対応の皆さんとかいうことで、大竹市の職員であれば全ての皆さんが防疫等作業に従事したら対象になるという解釈なのかどうかということが一つと、もう一つ、再任用職員の場合はどうなるかということについて、2点お伺いします。よろしくお願ひします。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 全職員が対象となります。これは常勤職員、あるいは再任用職員それから会計年度任用職員、全てが対象となるというものでございます。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、昨日9日の朝日新聞の見出しで、消防職員新型コロナウイルス感染の不安という記事がありました。サブタイトルに、リスク最前線、不安を感じている人が9割という記事であります。これは名城大学と筑波大学の研究チームが発表したもので、新型コロナウイルス禍で急病人などの搬送を担当する消防職員の9割が、自分や家族が感染する不安を感じている、そんな切実な声を報道したものであります。

アンケートは1月以降の救急出動が月1回以上の全国の消防職員を対象にしたもので、2,204人から回答を得ておりますが、複数回答で、救急活動中の体験について84%がゴーグルやフェイスシールドが曇るなど、感染防護装備のために活動がしにくかったと回答。傷病者に発熱があるだけで感染リスクや消毒などを考えなくてはならなかったが68%。感染を判断する基準から外れていても感染しているのではないかと思ったが51%。感染リスクについて、自分が感染するのではないかという不安を感じた人が88%。自分を介して家族を感染させるのではないかと不安を感じたが89%。必要と思う対策については、感染危険手当の支給が75%。涼しい感染防護服の導入が67%。全員の定期的なPCR検査は53%などで、調査に当たった筑波大学の松井豊名誉教授は、強い不安やストレスの下で業務を続ける環境の改善を、とされておりまして、畑中美穂名城大学准教授は、消防職員は医師や感染防護の装備を充実させ、感染危険手当をつくるなどの対応が必要だと指摘されたと報じておりました。

その中で、この2人の教授が提案されていることがございます。消防職員が、組織が守ってくれているという実感の持てる職場づくりが必要だと。もう一点は、一般の方も消防職員の救急活動に理解をしてほしいということでありました。

この2点についてどういった職場づくり、どういった市民への活動、教宣活動といひましようか、こういったものについて提案があったわけですが、どういうふうを考えられますか。そのところをお伺いさせていただきます。

○西村委員長 佐伯消防長。

○佐伯消防長 おっしゃられるように、消防、救急業務に携わる職員は、こういった感染リスクに不安を感じながら日々活動しております。消防本部として、いかに感染をしないかといったところの対策は考えておりまして、まずは、先ほどの救急の入電があったときに、状況をお聞きすると。マニュアルといいますかチェックシートといいますか、いろいろ聞く項目があって、発熱があるとかそれが続いているとか、だるさを感じているとか息苦しさがあるとか、そのほかに意識はきちんとあるか、ないかとか、そういった10項目程度のチェックリストを設けております。まず、そこで感染の疑いが高いのかどうかという見極めをして、高いのであれば、先ほども申しましたけどN95という高性能のマスク、ゴーグル、シューズカバーを着け、そういったフル装備で出動しております。

場合によっては標準装備、サージカルマスクをつけ、シューズカバーとかは標準的にはつけてないんですが、その救急事案に接して疑いがあると、感染疑いがあると感じたときにはすぐ装備をその場で改めるといった形で、いかに感染をしないかというところで対応しております。

そういったところで消防職員、人数も限られておりますので、感染者が出た場合本当に市民の安全を守る職員が減ってしまうということもありますので、そういったところからも感染者を出さないという強い意志で活動をしているところです。

一般の方への理解をというところはなかなかできてないところですけど、まずは、そういった救急の入電があったときにチェックリストの項目をお聞きするというところで御協力をいただきたいなと思っております。

以上です。

○西村委員長 消防署長。

○坂田消防署長 消防長の補足をさせていただきます。先ほど感染防止につきましては、標準的な出動の関係を言わせていただきました。

PCR検査や抗体検査が先ほど3件ほど対象になったというのがございました。そのほかに疑いがあって消毒したものが大体7件発生しております。その際は救急隊員3名、車庫前に救急車を、下にサルベージシートを敷いて消毒液が漏れないようにして、その上に帰隊したら直ちに救急車を停めて、3名が消毒、それで自分もシャワー浴びたり感染防止のものは全部着替えると。その後、病院の抗体検査でしたら30分から1時間程度で結果が出ますので、一応隔離という形にしております。

幸いにして消防庁舎は個別の仮眠室がございます。そういった部屋が空き部屋としてございますので、そちらに一時的に隔離。それで検査結果を聞いて接触している。また、体調不良者。出勤当時、救急活動だけではなく、普通に生活してもいつ感染するかもしれないというリスクもございます。やっぱり体調不良者も常に、少しでも体調悪ければすぐ申告するように。もう出勤した場合は先ほど言ったように隔離、もしくは出勤をさせないという体制を取ってフォローしております。

以上でございます。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。



職場が守ってくれているという職場の環境づくりが大切だということですので、ぜひとも一丸となって環境づくりをしっかりとさせていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代をいたしますので、しばらくお待ちください。

[説明員交代]

○西村委員長 続きまして、日程第4、議案第67号大竹会館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

小西教育長。

○小西教育長 補足説明のほうございますので、担当のほうから詳細について説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 それでは大竹会館条例の一部改正についての使用料金の改定部分につきまして補足説明をさせていただきたいと思います。

資料としましては、新旧対照表の5ページに大竹会館使用料金表と、追加資料として配付させていただいております資料①から資料③の、A3の平面図のほうを御覧いただければと思います。

新旧対照表としましては、右側が旧、これまでの使用料金表。左側が新、新たに開館後の使用料金表となります。左側の新の使用料金表の1、貸室に記載された会議室1から会議室8、大集会室等の貸室の配置につきまして、平面図の資料①から資料③に転記をさせていただいているところでございます。

別表の1階と2階に掲載されている部分につきましては、今回新たに建物、平面図では

新築と本館、黄色で囲った部分の建物でございます。資料①が1階、資料②が2階となります。また、講堂と記載されている部分が既存のアゼリアホール、平面図では緑色で囲った部分の建物となります。

初めに、使用料金の設定の考え方について御説明をいたします。

1階、2階の新築棟、本館の使用料金でございます。

会議室で言いますと5から8、大集会室でございますが、こちらにつきましては今回の貸室も新規に設置されることから、このたび新たに料金を設定させていただいております。

使用料金の算定に当たりましては、平成22年8月に大竹市行財政システム改善推進本部で定めました公の施設の使用料のあり方についての計算式に沿って算定しております。

概略を説明いたしますと、まずは、新築棟本館部分の1年間の維持管理費を推計いたしまして、大竹会館は利用者が負担する限度割合をおおむね50%と、公の施設の使用料の在り方についてに定めておりますので、その50%の維持管理費を使用料金で補うためには、各貸室の目標稼働率、貸室面積、開館時間等からどの程度の使用料金に設定する必要があるかを、逆算して導き出しております。つまりこの料金設定であれば、新築棟の1年間の維持管理費の半分を補える可能性がある使用料金を算出したというものでございます。

なお、この考え方には使用料金を減免することは考慮されていませんので、実際には、半額よりも少なくなっております。

また、算出したしました使用料金をそのまま設定することではなくて、例えば同規模の面積の貸室は同一料金にする、また、今後の消費税の増税も考慮して、税抜きの金額を分かりやすくするなど、市民の皆様に理解していただきやすく、また、窓口の徴収も混乱しないよう、最終的には微調整をさせていただいております。それが1階の会議室5から会議室7、2階の会議室8、大集会室の使用料となります。

次に講堂、アゼリアホールの料金表につきましては、今回改修工事のみであり、会議室等に変更がございません。したがって、基本的には使用料金はこれまでと同様の使用料金を据置きとさせていただいております。

ただし、今回アゼリアホールに和室を追加しております。こちらはこれまで衣装部屋として使用しておりましたので、貸室ではございませんでしたが、今回唯一の和室ということもございまして、貸室として位置づけ、これまでの大竹会館の同規模の和室の料金、330円をそのまま設定させていただきました。

次に新たな試み、チャレンジといたしまして、今回2の貸室以外の共有スペース、新旧対照表では6ページが一番下から7ページに記載しておりますが、具体的な想定範囲としては平面図のほうでは青色で記載した箇所、市民スペースであるとかテラスであるとかホワイエなどという範囲が想定されます。これらのスペースにつきましても使用料を設定させていただきました。

大竹会館は社会教育法に位置づけられた公民館でございませぬので、法令上営利を目的とした事業が可能でございます。そこで貸室以外のスペースで、例えば弁当の販売とか地元野菜の産直市とか、フリーマーケット、企業宣伝での広告の掲示、そのような営利で利

用する場合に1時間1平方メートル220円の使用料の設定をさせていただいています。最低貸出面積は2平方メートル以上としておりますので、料金については最低でも440円以上というふうになります。

ただし、貸室同様にこれに半額減免制度というのも適用する予定としております。

また、非営利、例えば児童のポスター展示であるとか文化協会の展示会などについては、営利ではございませんので無料とさせていただいております。

使用料金の設定につきましては以上となります。

最後にA3のほうの資料④としまして、先月8月24日にドローンで撮影しました現場写真を付けさせていただいております。大竹会館改築等事業につきましては現在順調に進んでおりまして、このまま工事が進めば令和3年2月中旬には新築と本館とアゼリアホールを暫定オープンできる予定となっております。

また、3か月前から貸室の予約を受け付けることとなりますので、本年11月中旬から、こちら総合市民会館において貸室の予約を受け付けようと思っております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○西村委員長 それではただいまから質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はありますか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、補足説明と資料の追加をありがとうございます。

通告させていただいたからこそ、より質疑と答弁がかみ合うように資料を準備していただいたんじゃないかなと思います。大変分かりやすい、イメージが湧きやすいので助かります。ありがとうございます。

では通告している部分について伺っていきたくと思いますが、まず、一部改正の指定管理者についてのところが結構多いんですけども、その部分からは、いつ頃からもう指定をして準備をしてもらっていくのか、オープンに間に合わせないといけないと思いますので、そのあたりをお話してください。

期間は何年間かというのは別に定めるとは思うんですけども、そのたびに総務文教委員会に諮るようにはなるのかなと思いますので、大体の期間、今イメージがあればお話しください。

大竹会館条例の一部改正案の第18条に、指定の取消し等というところがあるんですが、条文読んだら、前3条、第15条、第16条、第17条の約束事をしっかり守ってくださいということだと思んですけども、その他管理者の責任になる理由のときも取消しできますよとあるんですが、どういうことが想定されるのか教えてください。

それから大竹会館は支所のほうも入ってますけれども、こちらの業務についてもこの指定管理は何か絡んでくるのかというところですね。ですから全くもう人事交流というのはないにしても、もうよそはよそという感じでやるのか、ある程度協力体制持ってやるのかというところですね。同じ建物の中で仕事をされるところの関係ですよ。そこをお話しいただければ。

あと、指定管理者のめどが今のところどうかというところですね。これもお願いします。次が、所掌の部署について条例の整備が気になるんですけども、一般質問ではない質疑ですので、できるだけ端的に行きたいと思うんですけども、一言で言ったらこの大竹会館条例を見ますと、第2条ですかね。ここの設置の目的が、教育委員会関係ないのではないかなと思うんですよ。事務分掌条例見たら、教育委員会、生涯学習課のほうで社会教育と施設のほうでそれぞれ大竹会館という文言が出とるんですけども、先ほど課長の話の中でも、社会教育法に関わらないと。それで多分社会教育法第23条で、営利目的で使用できないというのはあるんですが、そういったことも今お話ありましたんで、教育委員会がここを所掌している理由ですよね。それをお話しいただければと思います。

最初に幾つかこの疑問に思ったところをお話しさせていただくと、例えば支所機能があたり、それから条例の設置目的だけを見ると、どっちか言うたらコミュニティサロンに近いなというイメージがあるんですよ。ですので、それだったら自治振興課のほうにもなるでしょうし、エスポワールの機能として、例えば協力会とのつながりであるとかそういうのを考えたら、産業振興課の商工のほうにもなるんだろうなという疑問を持ちながら、何で教育委員会なんだろう、不思議だなというところでお答えいただければと思います。

以上、お願いします。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 ありがとうございます。

大竹会館につきましては、公共施設の中でも施設の性質上、特に民間のノウハウを発揮できる施設でございまして、将来的には指定管理に管理運営を委ねることによって、より魅力的な管理運営や事業収入を上げて、公費負担を軽減していくことがベストであるということで、改修においてもそういう要素を取り入れながら、事務所の配置であるとか配膳室の大きさであるとかっていうところを計画に盛り込んで、工事を進めているところでございます。

ただ、そういう中で、管理運営を実際にどうするのかというところなんですけど、今回は条例に指定管理ができるという規定を入れさせていただきました。これは栄公民館、玖波公民館、栗谷公民館と一緒に、公民館条例にもできるという規定を入れさせていただきます。

しかし、開館後すぐに、その指定管理に移行するかというところでございますが、御承知のように昨今非常に時期が悪いというところもございます。現在、8月末で大竹会館が閉鎖で、それまでの会食というところはほぼないという状況でございます。

そういう情勢もありまして、当面は直営で、例えば受付や大集会室のサービス等については、これまでどおり一部業務委託によって施設を運営していこうという方向を決めております。

何年後かという形だったと思うんですが、いつまでかというのは今ここでお答えするのは難しいと思うんですが、そういった情勢が落ち着き、そして、何点かやはり防災面であるとか、施設の特性を市側も責任上知らないといけない、では、維持管理どれぐらいなのか、そういったところが少し落ち着いてから指定管理に移行するというような方法を持つ

ております。

次に、支所と連携しないといけのではないかというところでございます。

当然、同じ建物の中に支所がございます。当初は包括委託といたしまして、支所業務を含めて民間に包括委託できる可能性も探りました。ただ、支所業務につきましては、現状で窓口業務を民間業者に委託することが可能な業務の範囲というのが国で示されておりまして、市職員が常駐しない場合の証明書等の発行業務については、原則本人請求等の受付と、当該請求に係る証明書等の引渡ししか行えないという形になっておりますので、現行で支所が行っている業務に比べると、大幅な市民サービスの低下になるということで、これらのことから、民間委託するメリットも少ないということで、支所業務については委託せず、市職員で行うという方向で思っております。ただ、同じ建物ですので、管理者と支所の職員で情報共有しながら、いろんなことを進めていくというのはあるんだろうと思えます。

次に、なぜ大竹会館については生涯学習課のほうが所掌しているのかというところでございます。言われましたように、大竹会館につきましては公民館のような、社会教育法に規定された社会教育施設ではございませんので、本来市長部局の管理運営施設となりますが、大竹市教育委員会に対する事務委任等規則におきまして、大竹会館の管理運営に関することが、市長部局から教育委員会に事務委任され、教育委員会で所掌する整理となっております。

どこの部署が所掌するのが効率的で効果的なのかというところだと思うんですが、大竹会館につきましては、生涯学習グループを初めとした文化的な住民団体の利用も多いことから、教育委員会で所掌することが有益であると市長部局のほうも考え、事務委任したものだろーと思えます。また、教育委員会としましても事務委任を受けることで、生涯学習の推進に寄与するということにつながるという思いもありまして、それを受託しているというところだと思います。

このようなケースでいきますと、例えば我々の事務所があります総合市民会館、入って左の建物1階は、老人福祉センターです。これは目的で言うと老人福祉法で、2階は中央公民館ですので、社会福祉法。3階は勤労青少年ホーム、これは労働関係のところにあります。ここも先ほどの事務委任と同じように、市長部局から教育委員会のほうに事務委任を受けてますので、生涯学習課が所掌することが有益だということの判断なのだろうなと思えます。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 指定管理を取り消す場合があるかということで御質問があったかと思えます。

18条の中には、指定管理者が前3条の規定に従わないときは、その指定管理者に帰する事由により当該指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消すということになっております。

ほかにどういった例があるかといいますと、主に指定管理者は法人格を有する団体に指

定をすることを想定しております。その法人格の団体が、法人の姿勢を保てなくなった場合、例えば解散もしくは事業の中止となった場合は、その場合は指定を取り消すということを想定しております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

指定管理のタイミングが悪いというのは、なるほど確かにそうだなと思いました。時期を見ながら、相手もあることでしょうし。ただ、その時期が来たときにスムーズにお願いできるような準備だけは、しっかりとしたアンテナを立てておいていただきたいと思います。

支所との絡みというのも、やっぱり働く上でどちらにしても気持ちよく働くことがすごく大切ですので、このあたりは事務局としてもしっかり配慮してあげてもらえたらと思います。

所掌のことなんですけど、教育委員会がそれでいいならいいんですけども、先日も本会議場で、どなたかの一般質問のお答えで、課長のほうがWi-Fiを使って大竹会館でいろいろやっていきたいというふうに、自分たちの役割としての利用方法というのを考えておられるので、利用者側としてはどちらが担当していただくっていうのは、より使いやすいものをお願いしたいらいいんですけど、いろいろな条例をたどっていったら、不思議だなというところが素直なところですよ。

総合市民会館っていうのはやっぱり公民館が設置してあることと、あと図書館が近くにあるので、あのあたり一帯でそういった意味で文教地区として考えたら、教育委員会が持たれるのはおかしくないかなと。生涯学習課の事務局はそこから追い出すっていうわけにもいきませんし、いいのかなと思ったんですが、大竹会館を教育委員会が持つ根拠が、今の時点ではまだ薄いかなと思います。

今回、建て替えというタイミングで条例を整理されて、市長部局に戻すことのメリット。今、おがたピアとかも市長部局で持つておられると思うんですけども、そこらあたりも整理して、今度は自治振興なり産業振興なりがもっと活用しようということになれば、今市民が何を求めているのかということ把握されて、一番よりよい形にできるのがいいのではないかなと思いますので、別に明日、来年、再来年に何とかしましょうという問題ではないんですが、このたび建て替えというタイミングですので、少し触れさせていただきました。

市民の皆さんも大竹会館が新しくなるというのをすごく期待していらっしゃると思いますので、計画どおりに進めながら、さらによりよいものを目指していただけたらと思います。

ありがとうございます。終わります。

○西村委員長 それでは、他に質問はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 指定管理制度が、これから出発するということが非常に難しい部分もあろうし、先ほどの先輩委員の質問でもございましたが、社会的状況が厳しい中でのスタートという

ことで、携わる人も指定管理に向けて出発する行政としても、非常に難しいんだろうと思います。

しかし、物事は進むわけでありまして、これから出発をして指定管理をする、指定管理者を指定できるまで、大体何年ぐらいを考えていらっしゃるのか。また、その間どういった人たちにお願いして、先ほどは直営でという話もありましたが、そうはいつでも市の職員が直接あそこに行ってやるわけにはいきません。そういった中で、現在まで大竹会館を切り盛りして盛り上げてくれたいろいろな団体もあります。そこらとの兼ね合いもありますが、今後どういった順序を経て指定管理者に指定してもらえるのか、指定されるのかということについてお伺いをします。

それから自治体が指定管理制度で、あちこちで非常にトラブルを起こしております。そして、事業者が途中で放り投げたりというようなこともあって、損害賠償というような新聞記事もありました。それでしっかりと詰めていかなとけない部分もあると思うんですが、第14条の2項に、市が支払うべき管理業務に係る費用に関することとあります。

先ほどの質問の中では、会館使用料の全体が維持管理費用の50%ぐらいを予定しているということでありました。そこで伺うんですが、指定管理料として当面どれぐらいを必要と考えていらっしゃるのかということについてお伺いをします。

以上2点についてお伺いいたします。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 ありがとうございます。

指定管理のスケジュールでございます。現段階では、いつまでかという明確なところはありますが、めどとしては3年ぐらいで1つのめどかなと思います。ただ、その後公募にするか非公募にするか、そういうところも未定でございます。

もう一点の指定管理になった場合の委託料はどれぐらいを見込んでいるかということだと思います。指定管理になりますと、施設全体を管理することになります。そうしますと年間、予算ベースでいきますと約3,000万円という形になります。

それと使用料収入、この額を調整した額というのが基本的なベースになるんだろうと予測されるという、これは確定ではありませんので、どこからどこまでの業務によって変わってくるというところでございます。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。非常に難しい想定なんだろうと思います。

それで、これから指定管理の前段としてではありますが、いずれにしても営業はしていないといけないということだろうと思うんです。

それで会館使用料についてお伺いをしたいんですが、ここに表がございます。物品の場合とか、あるいは市内在住の団体が利用する場合とかいうような区分もあるわけですが、私がここで伺いたいのは、展示会等で業者が利用する場合の費用です。例えば体育館を3日間連続して、あそこの小さい部屋も含めて全部借り切って展示販売をしたいと言った場合に、幾ら予算が要するのかということについて伺いたい。

それと同時に、2階の大集会室、それを借りて展示販売3日間した場合に幾らかかるのか。大体こういったものの大規模な展示販売といたら2日か3日ぐらいやられるもんですから、この部分についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 使用料の御質問にお答えします。

市内在住の方で例えば3日間大集会室を使用した場合、20万5,920円でございます。一方アゼリアホールをセット料金で市内在住の方で利用した場合は18万8,100円でございますので、1万7,820円、アゼリアホールのセット料金を使ったほうが安いという形になります。

また、市外の方が大集会室を使った場合、30万8,880円でございます。一方市外の方がアゼリアホールのセットを使った場合は、28万2,150円となりますので、2万6,730円アゼリアホールのセット料金を使ったほうが安いということになります。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、例えばアゼリアホールを借りて展示会しようとした場合市外の方は約28万円ということですが、3日間で約28万円ということでありまして、非常に私は安いような気がするんですが、これはどうでしょうか、近隣のそういった施設等の調査をなさった上でこの数字になったのかどうかということが1点。

それからこういった展示会の場合、大竹会館の場合は夜間無人化するのではないかと思います。こういったときには貴重品の展示会等もありますので、どう対処されるのか。指定管理者と施設管理者とのすみ分け、そのあたりの事件・事故が起こった場合に、私も以前経験があるんですけども、ああいった展示会を全国回って歩く業者は、泊まる場所があれば泊まってくれるんですけども、そうでない場合は帰ってしまうということになると、自分たちが管理しなければならない。貴金属を販売されるときには夜もろくに寝られないというような状況があったもんですから、大竹会館でそういうような展示会があった場合にどう対処されるのかということについて、検討されているかどうかということについてお伺いをいたします。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 アゼリアホールのセット料金が安いんじゃないかと、ほかの市町とどうかということだと思います。

例えば廿日市のサンチェリーといったスポーツをやる施設があると思うんですが、全面が1時間で5,140円となりますので、言われるようにうちが1,650円という形なので、金額的には安いという形なんですけど、今回冒頭で補足説明させていただきましたように、アゼリアホール側は改修ですので、料金を据え置くという方針で行っています。そこでその料金とかセット料金というのは今までの従前のところと変えていないと。

ただ、このセット料金の考え方なんですけど、より多く利用していただくために金額を下げているところなんだろうと思います。実際改修計画を策定するに当たって、稼働



率はどうかのっていうのも調べております。

ホールに至っては16%ぐらいです。セットで一緒についている会議室は1%から6%、つまり会議室に至っては1週間に1時間とか6時間としか使われていないというところがあるということ。このたび改修計画で、せつかく施設をつくるわけですから、より使っていただくということで全体の部屋数も少なくし、そして、できるだけ使っていただくということで、いろんな工夫を施設のほうにさせていただいています。

その部分でセット料金は安いんだ、また、改修部分で今までと同じだということ、そういう金額になっているというところがございます。

○西村委員長 施設スポーツ係長。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 施設スポーツ係の安藤です。

すみません、夜間に物品を保管したままという御質問があったかと思えます。

施設を連日使用する際は荷物を毎日持ち帰ることは現実的に難しく、利用者の便宜を図る立場から、開館時間以外は無料で施設に荷物を置くことも許可しようと考えております。

ただし、置いている時間の事故や事件については責任を負えませんので、荷物保管時の盗難・破損に対して施設側は一切責任を負わないことを明記した確認書ですね、荷物保管に関する確認書、こういったものの提出を利用者側に求めて、注意喚起を行いたいと思えます。

なおかつ貴重品等を施設のほうに保管したいという御希望がある場合は、大変申し訳ないんですけど独自で警備員とかを雇用するなど、対応策を取っていただきたいと考えております。どうしても費用的にそういった費用が出せない場合は、大変残念なんですけども、毎日荷物を持って帰っていただくような対応をしていただくような形を想定しております。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。

貴金属を持って帰れと言われても、少々の数なら出したり入れたりできるんですが、そういう状況ではないと思えます。

それで体育館の側に和室がありますよね。こういったところで臨時的に宿泊してもらって管理してもらえらるというような状況というのは考えられんのかどうかということ、もしこれ検討してもらえれば非常に効率が上がると思うんですね。体育館をこの値段で貸し出すということになると、展示会業者は非常に喜ばれると思えます。

それでもう一つは、展示する側の業者の立場から言いますと、搬出、搬入の日を設けていただいて、その割引をしていただけるような制度が必要なんだろうと。展示会をやりますと、搬入するだけで一日かかる。もちろん持って帰るだけでも一日かかるということですが、その間をその利用料金で取られると、なかなか展示会業者も大変になってくるということで、もちろん指定管理者側についてはそういう制度を設けることで、稼働日数が上がってくるという部分もあります。

そういったことで、ぜひそういう取り組みもしてもらってはどうかと思えますので、今の2点、考え方についてよろしく願います。

○西村委員長 施設スポーツ係長。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 まず、搬入・搬出の件でございますけれども、事業者のそういった御要望というの分かるんですけども、施設を使用する場合は、あくまでも使用許可の範囲内に、時間内に搬入・搬出をしていただくように計画を実施いただいた上で、その時間を含めて使用料を納付していただきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 三井課長。

○三井生涯学習課長 和室に宿泊できるようにというところでございます。正直宿泊施設としての計画というのはございませんので、もし仮にそういう形にするのであれば、法令等を調べないと、例えば旅館業法であるとかそういうところに触れる可能性もございます。そこは慎重にやらないといけないのかなと思います。

また、和室につきましては、現在、生涯学習グループで使っている県民部とか日本舞踊の方がしっかり使われるというニーズ調査をした上で、そこは和室として貸し出すという形をしておりますので、宿泊までして和室を利用している方に影響がないということが前提になるというところもあると思います。

以上です。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告は受けていませんが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 他に質疑はなしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

それではこれより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。午後1時から再開をいたします。よろしく願いいたします。

11時45分 休憩

12時59分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第5、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補

足説明があればお願いいたします。

小西教育長。

○小西教育長 補足説明はございませんので、よろしく御審議の上御承認くださいますよう  
よろしくお願いいたします。

○西村委員長 これより本件に対する質疑に入りますが、本件に関して質疑の通告を受けて  
おりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 皆さん、こんにちは。

今回の議案第68号ですが、これは簡単に言いますと、放課後児童クラブの定員と登録者  
がかなり隔たりがあるという、そういう意味の改正案ということではよろしいんですかね。  
ということは、放課後児童クラブは大竹市内に3つありますが、全部に該当するというこ  
とですよ。

その中で設備及び運営に関する基準の改正ということなんですが、この文言だけでは分  
かりにくいので、そのあたりのところもよろしくお願いします。

それと教室の定員がおおむね15名以下であれば、1人でも運営が可能になるというこ  
と、それから支援員認定資格は、広島県知事の認可でないと今までは資格が取得できな  
かったということで、これからは中核都市または指定都市が行う研修を修了すれば支援員認  
定が取れるということで、その辺の説明もお願いします。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 それでは条例の一部改正について説明いたします。

今回の改正は大きく2点ございます。

1点目は支援員の配置数。現行1教室2名以上の支援員を配置するということに、特  
例として1名以上の条文を追加するという。そして、2点目は支援員の研修要件の追  
加というところでございます。

1点目の支援員の配置数に関しましては、具体的には定員超過しております小方小学校  
のみどり児童クラブにつきまして、新型コロナウイルスの感染予防等の観点から、同じ建  
物内のリフレッシュルームという小さな、約25平方メートルぐらいの部屋があるんですが、  
こちらを定員15名の教室に変更いたしまして、1クラス増設したいと考えています。これ  
によりましてみどり児童クラブ、現在2クラス定員95名が、3クラス定員110名に増員で  
きるようになります。

小方小学校のみどり児童クラブの今後、令和6年度までに児童数の推移を見ても、当面  
現状維持になると予測しています。その令和6年、令和7年、令和8年は少し減るという  
ことなんで、当面はこの3クラスで運営したいと思っております。

現行の条例では1クラスにつきまして2名以上の支援員を配置する必要があるとなっ  
ておりますが、今回のケースでは同じ建物内であり、非常に少ない定員数なので、支援員1  
名で十分安全が確保できると考えておまして、安全が確保できる場合に限りまして、特  
例的に支援員1名でもクラスを開設できるように条文を追加させていただくものでござい

ます。あくまでも児童が安心して放課後の時間を過ごせるよう、環境を整備するための条文改正でございます。

また、2点目につきましては、これまで支援員は教員や保育士の資格、免許を持った方が、県の実施する研修を受講するしかございませんでしたが、今回の法改正によって指定都市、例えば広島市が開催したり中核都市、福山市とか呉市とかがそういう研修を開催すれば、それを受講しても支援員の資格が取得できるよう、要件が追加されたものでございます。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、教室の増設ということなんですが、私はみどり児童クラブに行ったことないのでよく分からないんですが、これ増設と言っても、建て増しとかそういう問題ではないのですね。リフレッシュルームが15名ぐらいの教室に変更するということなんですが、このリフレッシュルームを改造と言うたらおかしいんですが、少し何か位置を変えとかいうぐらいのことではないかとは思いますが、このリフレッシュルームというの部屋がなくなるほどのことなんですよね。ということは、リフレッシュルームをどこかのスペースのところに移したいんですが、どこかスペースはあるんですかね。

それから大体15名以下の教室でも今までは支援員が1クラスに対して2名を必要とするところを1名とするというふうに、市長の権限でできるということですかね。それは幅ができていいことなんですが、それでみどり児童クラブですか、これを定員を今95名を110名にするということ。それで登録児童数は当面は変わらないということで、定員と登録数の数字がかなり圧縮、少なくなっただけ見栄えはええんですが、そういうことでコロナ禍のある程度の間隔が取れるという解釈でよろしいんですかね。

それから支援員の資格研修ですが、これが知事の広島県ので言えば湯崎知事の許可ということになるんでしょうが、これからは中核都市と、今言われましたように、指定都市ですかね、広島市とか福山市とか、そういうところの市長の権限でもできるようになったということで、よろしいんですかね。ということは幅がかなり広がったということで、そういう解釈でいいんですよね。

それで、他県のも県知事、それから指定都市、中核都市の長の方の認定を受けた方でもオーケーということで、全国的によろしいということですよ。別に広島県に限らず、そこで資格を取れば。分かりました。ということは、かなり範囲が広がって、採用しやすくなるということなんだろうと思います。

それはいいんですが、先ほど申しました、1名ほど支援員が、みどり児童クラブですか、増えるということですよ。ということはこれ、令和2年2月に頂いた資料なんですが、ひかり児童クラブとみどり児童クラブが、現在は職員数が10人ずつなんですよ。昨年から2名ずつ減つとるんですよ。その2名減つとるというのが、これ通告の外になつとるのかもしれませんが、何かの理由があるんですかね、これ。12人が今年度は10人になつとるんですよ。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 支援員の数でございます。現状を申しますと、みどり児童クラブについては支援員5名、補助員4名ですので、合計で9名の指導される方がおられる。ひかり児童クラブについては支援員6名、補助員4名で、合計で10名という形になっております。

このたび1クラス増やし、みどり児童クラブは1名増えますので、みどり児童クラブと、ひかり児童クラブは、同じ支援員の人数になる予定です。

ただ、なかなか難しいわけです。1クラスが平日で行きますと3名から4名で、1人の支援員に対して大体12名ぐらいというような形になっております。

どうしてもシフトで当たられるので、この支援員の数が、プラスそこへ比例するかというと、なかなか難しく、都合があつて、水曜日と火曜日しか勤められんとか、そういう方もおられるので、なかなか支援員の数というだけでは、なかなか難しいのかなというところを思ってます。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今持っている資料と数字が違うんですね。2月1日現在になつてはるんですが、みどり児童クラブの支援員が、6名と補助員が4名になつてはるんですね。今、生涯学習課長が言われたのは、5名と4名と言われたんですね。これがほんなら、違うたんかね。

それはそれでいいんで、要するに大竹小学校と小方小学校の、ひかり児童クラブとみどり児童クラブの支援員の数がこのたび同じになったということですよね。そういうことでよろしいんですね。

私の勘違いかどうか分かりませんが、今回みどり児童クラブが増えるんであればひかり児童クラブはどうなるんだろうかという質問をしようと思うんですが、この数字が違うのであればいいですわ。

○西村委員長 三井生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 2月にお配りした資料は2月の支援員の方の現状で、今私が申しましたのは7月時点の現状での支援員の数なので、そこから人事異動とかもありますので、当然数字は変わってくるという形で、大竹小学校のひかり児童クラブに関しては、推計しますと少しずつ児童数も減ってくるということなんで、これ以上教室を増やすという予定はございません。

以上です。

○西村委員長 よろしいですね。

通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 私、この放課後児童クラブの民間に委ねるということについては、基本的に教育委員会なり市長の考え方が議会のほうに説明された際にも申し上げたんですが、放課後児童クラブのその役割というのは、基本的には教育の一環として、行政が責任を持った対応をするというのが基本にならないといかんだということも申し上げたら、当時の教育長の答弁も、教育の一環として位置づけておると、こういう答弁であったと記憶している

んですよ。

それでこの問題は、執行部のほうで既に実施に向けたそれなりの準備を、手順を追って進めるという過程の中で議会報告会が持たれまして、そこでの主要な報告事項にされて、私どもも2会場でこの放課後児童クラブの民間委託についての執行部の方針を、当時参加された市民の皆様にも説明もしたり、いろんな疑問点が出されたことについて丁寧な説明をさせていただくということで臨んできたわけですが、どの会場でもオールよしとする意見はありません。

心配をされて、むしろ民間委託によってこれまでの子供への一人一人への対応が心配されるのか、あるいは行き届いた対応がおろそかになるのではないかとか、または保護者負担、経済的な問題の上でも心配があるという意見も含めて、賛成の意見よりか否定的な意見のほうが多かったように、私は2会場とも記憶しているんですよ。

特にある参加者の方がおっしゃるのに、既に民間委託を実施している市町村の下で、自分の娘や息子の子供たちが学童保育を利用させてもらっているが、いずれも保護者負担が増えたり、今までのサービスが後退をしたりしている実態があるんだと。大竹市もそうなる心配が大きいと。だから、民間委託は賛成できないということを、はっきり繰り返し会場で意見として出された方もおられます。

したがって今、実際に民間委託をやっている自治体の状況を私も気をつけて新聞等で、情報の収集なり実態把握に努めるようにしているんですが、いずれも報道されている実施自治体の例を知る限りでは、よくなったという中身のある報道はありません。いずれもこういう問題が指摘をされるとか、こういう問題で保護者からの不満が高まっておるとか、こういうことでこれまでの直営の運営が後退をしているという指摘の事例のほうが多いんですよ。

ですから私は、今ここで安易に、民間委託をやれば民間のノウハウを生かして、さもよくなるということを説明でおっしゃるが、民間がやるというのは結局営業を主たる目的にしているわけでしょう。慈善事業じゃないでしょう。人件費をどうやって減らして、実施する事業体がどれだけの利益を上げられるか、子供たちへのこれまでのサービスを少しずつ、極端なことではできないけれども時間をかけて後退させて、そこにかかってきた費用をどれだけ削減できるか。企業体としての視点から運営を進めるというのが基本にあるわけですから、よくなるはずがありませんよ。直営だからこそ、市町村の責任を全うするという基本が貫かれてこそ学童保育の目的が達成できるし、より充実して子供たちへの行き届いた教育向上への手助けにもなるし、保護者の安心できる事業として任せられるということになる。

そのところをやっぴりもう一度お互いに考えて、放課後児童クラブを民間委託にすることは、さも民間のノウハウを生かしてよくなるかのようなことを説明して、時がたつにつれて逆の結果になったということがないようにすべきだということを申し上げたい。

私の意見が余り長くなってもあれですが、もう一度そのことを踏まえた市長の、教育長の考え、民間委託を実施されるところで、今私が紹介したような事例とは別に、こういうよさが評価されて保護者も子供も喜んだらというような事例があるなら、紹介してく

ださい。

○西村委員長 入山市長。

○入山市長 今回の議案とは関係ないところでございますが、関連ということで、委員の御意見、しっかりとお聞きをいたしました。ただ、今日本中が行政のいろんな運営の仕方について、保育所すら民間に委託をしないと、新しい保育所をつくることは国の補助金が下りないというような状況の中でのいろんな施策でございます。運営については、今忠告をいただいておりますこと、しっかりと考えながら運営してまいりたい、そのように考えております。

○西村委員長 小西教育長。

○小西教育長 山本委員の御心配される点、そのあたりについては重々私ども教育委員会のほうも考えさせていただいております。

今年度新たな取り組みといたしまして、保護者説明会というものを実施をしております。これにつきましては、今後も年に1回は保護者との懇談会を持ち、その中で保護者の方の、先ほどから出てます不安であるとか不満点であるとか、そのあたりを聞き、改善できるところにつきましては教育委員会のほうでしっかりと改善を図る。当然、民間委託される業者に指導をしていくということの徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいですか。

それでは他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 すみません、通告してないので端的に1点だけ。

先ほど新しく、1つ教室をつくられるというお話だったと思います。リフレッシュルームを変更するということですが、今まであったリフレッシュルームの役割がこなせなくなるんじゃないかなという心配がありますんで、そのあたりはどのようにお考えですかね。

○西村委員長 どうぞ。

○山田社会教育係長 社会教育係長の山田です。

リフレッシュルームがなくなることに対しての問題がないのかという御質問だったと思われま。現在、支援員の先生たちがいるスペースとして、職員室的なものがあるんですが、そこでミーティングを行ったりとか休憩を取る際に使っている事務所の一角のスペースにベッドを置いて、そこで一時的にクールダウンをすとか、そういったような対応をすることによって、今のリフレッシュルームが担っている機能を充足することができるんじゃないかと考えております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですね。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑はなしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 市長を初め、教育長が基本的な考え方を述べられたんですが、賛否を問われても、私自身もさらなる実施団体の実態なり、また、こういうよさがあるんだという情報収集なりを努力して、そういう自治体を把握した上でないと、ここですぐ結論づけて、反対とか賛成とかいうことにはならないので、この案件については、賛否を問われれば保留ということにさせといてもらいたい。いずれ本会議で私なりの意思を表明する機会もありますので、それまでにさっきから言うような情報収集に努めたり実態把握に努めて、私の意思を決めたいと思っております。

○西村委員長 議事の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

13時26分 休憩

13時38分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に続きまして再開をいたします。

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

[説明員交代]

○西村委員長 続きまして、日程第6、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 それでは本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はありますか。

小田上委員。

○小田上委員 それでは補正予算について、大きく分けて4点伺いたいと思います。

まず土木費、道路・橋りょう新設、改良事業のところ650万円とありますが、提案理由説明のときに大竹郵便局前から三興化学に抜ける道の整備とありますが、具体的にどのあたりになるのかということをお説明いただきたいのと、消防費、消防団資機材整備事



業ですね、これ100万円。防火服の前倒しの整備だとは思いますが、どれだけ前倒しになって、今実際どれだけ配備して、現状まで含めて教えていただきたいと思います。

あと教育費ですね。小学校教育振興事業と中学校教育振興事業でそれぞれ約600万円と約900万円が計上されてます。修学旅行のキャンセル料の用意ということで説明受けてますが、例えば今、この時点で、校長先生の判断だと思うんですけど、やめますと判断した場合にキャンセル料がかかるのかどうか。あと、代替地等様々な検討を今されていると思いますが、その現状を伺えたらと思います。

同じ教育費のところ、給食センター運営事業のところ、金額66万2,000円、これが4月17日から5月15日でしたかね、牛乳、パンの補償というふうにあります、給食で出る食材っていうのは牛乳とパンだけではないなど。ほかの食材を補償しなくていいのかな、大丈夫かなというところがありますので、この内容を伺いたいのと、給食費、保護者の方払われていると思いますが、学校が休校になっている期間も変わらず定額落とされているかなと思います。そのあたりがどうなっていくのかも教えていただけたらと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。

1点目の、大竹郵便局前交差点歩道整備工事の補正の650万円の内容ですが、まず、場所ですが、新町2丁目の旧ガソリンスタンドがありまして、現在、駐車場になっています。その一部分を用地買収をさせていただき、その後、約1.5メートルの歩道整備を行うこととしています。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 消防団係長の中村です。よろしく申し上げます。

このたび資機材として提出しておりますのが防火帽、防火用ヘルメットでございます。このヘルメットは令和4年に88着の防火服を配備した後に、整備する予定としていた防火帽を前倒して、65個を全分団に配備し、より消防力が必要となる阿多田地区に13個、栗谷地区に7個を優先して、残りは4個ずつ一律で配備していこうと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 教育指導係長の中川です。

現時点で修学旅行をキャンセルしたときのキャンセル料なんですけれども、まず契約をしている状況でありましたら取消料として、企画料というものが発生いたします。これは修学旅行というのが受注により企画をする受注型企画旅行となりまして、こちらになりましたら官公庁及び消費者庁が定める受注型企画旅行の標準旅行業約款に同意の上契約することとなりまして、この約款について取消料につき、いつ時点で取り消したら旅行代金を幾ら払うと決められております。

出発日の21日前よりもっと早い段階で取り消す場合になりましたら、企画料に相当する額を支払うということが決められておりますので、今の時点でキャンセルしたら企画料を支払うということになります。

現在のその代替え先を検討しているけれども、その判断のタイミング等についてということなんですけれども、まず、学校行事の決定は校長が行うので、修学旅行の中止とか変更とかも校長が判断するんですけれども、今から保護者等の意見を聞きまして、また、市内及び他市の状況も踏まえ、教育委員会としても連携し、総合的に決定することになります。

以上です。

○西村委員長 重安給食センター長。

○重安給食センター長 それでは学校給食関係補償金について御説明をさせていただきます。

このたび補正予算に計上させていただきました学校給食関係補償金でございますが、学校給食を安定的に供給できるようにということで、今回新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、先ほど小田上委員が言われましたように、市内の小学校が4月17日から5月15日まで臨時休業になりまして、給食も停止させていただきました。これにより影響を被った学校給食の納入業者を支援するというものでございます。

今回の給食停止につきましては、納入業者の方々に可能な限り早めに連絡をさせていただきまして、停止による影響が最小限となるよう、また、全ての業者の方に状況の確認をさせていただきながら対応をさせていただいているところでございます。

しかしながら、年間を通しまして納品いただく契約をしています牛乳及び米飯、パンを加工する納入業者につきましては、原材料を除いた加工に係る必要経費部分について支援していただきたいという要望がございまして、年間の食数分の補償ということで、4月及び5月に給食停止した食数から、今回夏季休業中に学校給食を実施しましたその食数を差し引きました、実際に実施できなかった食数分の必要経費について、補償金として計上させていただきます。

なお、停止させていただいた時期に給食の野菜を栽培していただいた生産者の方々がいらっしゃると思います。その方々については、JAのふれあい市場等で販売をしたので大丈夫ですというような回答をいただいております、現在も給食用の野菜をつくっていただいているところでございます。

今年度は夏季休業中に給食を実施するというので、そのあたりでも納入業者の方に支援をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、保護者が負担する給食費についての御質問でございました。保護者に御負担いただく給食費につきましては、各学校において年間の予定回数から算出したしました額を、毎月保護者の口座から引き落として徴収をしているところでございます。ただし、学校によって徴収する額や月については、若干違いがございまして。

1月から3月は徴収せずに、今回のように新型コロナウイルス感染拡大により臨時休業等があった場合については、食べていない回数分を保護者の方に返金するという形を取っております。今回臨時休業の期間が約1か月あったということで、9月から徴収額を少し減額しているという学校も聞いている状況でございます。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

まず、道路のほうなんですけど、これ歩道ができるところが、もともとガソリンスタンドだったところ。そこに歩道ができて残りのところに歩道がないなっていうイメージがあるんですけど、車の交通では、真っすぐ車が通れるような形状じゃないと思うので、これガードレールみたいなものはつくんですかね。そのあたり教えてください。

あと、消防団の資機材のほうなんですけど、勘違いしてました。防火用ヘルメットなんですね。ありがとうございます。なので、防火服と併せて整備ができるということで、今後の計画がかなり前倒しになってきているということだと思います。

以前もお願いしましたが、どんどんいいものを見つけてきてくださいって言ったことが本当に現実になっているので、すごくうれしいなと思います。本当に消防団員が活動するときにはけががない、公務災害がないようにと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

あと修学旅行、これ取りあえず今キャンセルしたところで企画料っていうものはかかりますというところですね。分かりました。最終的に21日前までであれば企画料のみという考え方でいいのかなと思うんですけど、ただ、今の修学旅行、小学校6年生と中学校2年生ですかね。思い出が少ない年というわけではないと思います、いろんな意味であのときすごかったよねっていう思い出になってるとは思うんですが、楽しい思い出ができればいいなと思いますので、先生方も職員も本当に大変だと思いますが、どうにかできないかと可能性を模索していただけたらと思います。

この計上している金額は、当日いきなり行けませんとか、行ってる途中にやめますとか、何か不測の事態があった場合も払える金額ということでもいいですね。

あと、給食についてはよく分かりました。ただ、この牛乳とかお米とかパンは、原料があって加工されてから入ってくるということですね。御飯だったら炊きあげられてくると。牛乳だったら何日かは置けるということだったですね。その加工に係る人件費の部分だけ補填ということで、ほかの食材どうなのかなと気になってたんですけど、すごく給食センターの方、しっかりヒアリングされて、野菜とかほかのところで売りましたというのがあって、安心しました。給食費もしっかりと減額されているところもあるようで、1月から3月は集めずにそこで調整されていくっていうところも分かったんで、安心しました。

なので、道路のガードレールができるのかというところ、あと、修学旅行のキャンセル料、これは最大の金額なのかっていうところだけお願いします。

○西村委員長 廻本課長。

○廻本土木課長 今回の整備の内容ですが、先ほど小田上委員も言われたとおり、現在、変則的な交差点となっております。山側から青木踏切のほうへ向かえば、今のガソリンスタンドのところへ直接突っ込むような形になってますが、今回歩道と併せて隅切り部分で、ガードパイプ程度のものを計画させていただいています。

以上です。

○西村委員長 真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 修学旅行のキャンセル料ですけれども、おっしゃるとおり最大の金額でございます。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

修学旅行、行きたいですね。思い出をつくってあげたいですね。なので、ぎりぎりまで検討よろしくをお願いします。

あと、ガードパイプの計画があるということで安心しました。車であそこを運転していて、歩行者がいるとかなり気を使うもので、横断歩道とかもあるんですけど、歩行者が気になります。

変則的だと言われてました。確かに変則的で、実はあそこ、山のほうの大竹中学校のほうに走ると、左折ができない交差点ですよ。なので、左折できない交差点で、いろいろ住民の方皆さん思われるところあると思います。まず、信号機が動きました、次に、ここに歩道ができました。市民の方が見ればすごく期待感が出てくるんじゃないかなと思います。なので実際ここに関係ないので答弁は結構ですが、いろいろ関連あると思いますので、進めていただきますようによろしくをお願いします。これは要望です。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、第4款衛生費で、し尿処理場整備事業の内容を教えてくださいと思います。

それと、第9款消防費の消防団活動推進事業、これは大竹市消防団ポンプ操法大会の中止による減額の部分だろうと思うんですけど、4年に1度の大会をもうやらないのか、それともオリンピックみたいに来年度に持ち越すのかを教えてください。

○西村委員長 どうぞ。

○中司上下水道局工務課長 し尿処理場整備事業でございます。

この事業は、し尿とか浄化槽汚泥を下水処理場で共同処理するための施設を、下水道事業として整備するという事業でございます。既設のし尿処理施設の老朽化が著しくて、改修等しながら施設を使用していくことが難しい状況であるということから、下水道とし尿等、他の処理施設との連携とかとも同処理を図るため、下水道施設としてし尿前処理施設を整備するという事業でございます。

○西村委員長 消防団係長。

○中村消防課課長補佐兼消防団係長 大竹市消防団ポンプ操法大会ですが、来年度に持ち越す予定としております。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。今後もやっぱりし尿処理は大事ですので、しっかりやっていただきたいと思います。

消防団のほうは、来年度に持ち越すということで安心しました。消防団にとって、ポンプ操法というのは大変なんですよ。個人経営者とかもかなり地元の方がおられまして、大

竹市消防団ポンプ操法大会の年には収入が減るというぐらい、4月頃からもう夜、土曜、日曜に出て、訓練をしなくてはならないので、やらないとうれしい、やっとうれしいというような感じです。

しかし、現在では消防団員も高齢化し、若い団員確保も大変難しい状況となっております。大竹市消防団ポンプ操法大会は消防団のメインイベントと言ってもいいようなことで、これによる規律の向上、ポンプ操作の向上、火災現場でもスムーズな消火活動ですね。これはもうポンプ操法以外に、ほかに訓練するところがないような状態であります。

ほかには確かに規律訓練とか春・秋の訓練ありますけど、それはもうみんなで訓練に出たというだけのような訓練であって、ポンプ操法ほど重大とは思っておりません。思っておりませんって言ったらいけませんけど、一生懸命やっておりますけどポンプ操法にかなうものはないと思っております。

消防団活動の活性化にもなりますし、今年やらない、来年もやらないということになると、4年前に入った消防団員は8年もポンプ操法をやらないということで、やはり有事のときに別の金具を持って走ったりというようなことになりますので、やっぱりやるとそれがなくなりますので、ぜひとも大竹市消防団ポンプ操法大会をやってほしいと思っておりましたが、やっていただけるということで、安心して質問を終わります。

お願いします。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 1点ほど、民生費のほうで、障害者等自立支援給付事業に90万円となっているんですが、これ説明ではマスクとか消毒薬とかというのを聞いておりますが、そのほかに何かありましたら教えてください。

それからこれ、90万円ということでどういう施設になるのか、作業所になるのか分かれれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○西村委員長 神代課長。

○神代福祉課長 失礼いたします。

障害者等自立支援給付事業の事業内容でございます。

障害者等自立支援給付事業は、障害者福祉サービス事業所支援補助金として、市内に障害福祉サービス事業所を置く法人が、職員や利用者の新型コロナウイルス感染症予防対策に要した経費の一部を助成するもので、新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金を活用した、市の独自事業になります。

マスクや消毒薬の購入など、新型コロナウイルスにより生じたかかり増し経費を補助するもので、上限は1法人10万円ということになります。

市内に障害福祉サービス事業所を置く法人は、全部で9つあります。9つ言わせていただきたいと思います。大竹市社会福祉協議会、広島友愛福祉会、知仁会、美和福祉会、大竹市医師会、汐中興業、これはヘルパーステーション愛という事業所を運営しております。そして、広島西医療センターで、障害児童支援施設になりますが、株式会社グローバル、同じく障害児童支援施設の株式会社TOMONYという事業所となっております。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 ありがとうございます。

いろいろな施設でいろいろな年齢層の方が関わっておられるということなので、しっかり新型コロナウイルス対策については御指導していただければと思います。お願いします。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 それでは59ページの衛生費で伺います。

予防接種推進事業と新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に関連をしまして伺いますが、この秋から冬にかけてインフルエンザと新型コロナウイルスが両方重複して拡大するのではないかということ、専門家の中でも非常に心配をされています。そういった中で大竹市のインフルエンザの予防接種、その接種率をこういう事態を受けてかなり上げていく必要があるのではないかと思います。そういった取り組みについてが1点。

それからもう一点は、各種予防接種の状況という表が、市政のあらましにあります。その中には毎年度インフルエンザを予防接種の対象者が約9,300人余り計上されておりまして、例年50%強の接種率があります。令和元年度は54.1%だったと思うんですが、前年度と比べて若干上がっております。そういった中で、この約9,300人の接種対象者をどう接種に向けていくかということも必要だと思います。

そういった取り組みについて、現時点でどう考えていらっしゃるのか。インフルエンザと新型コロナウイルスの重複拡大ということの事態を想定した場合に、インフルエンザについては万全の体制を取っていただきたいと思うわけですが、取り組みについて現時点でのお考えを伺います。

それから58ページの旧穂仁原小学校校舎解体設計業務委託料で伺いますが、長年の懸案事項が一步前進するという状況だと思います。解体後の残地について現時点ではどういうお考えがあるのか、また、地元住民の皆さんがどのような要望をいらっしゃるかというようなことがありましたら、併せてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○西村委員長 どうぞ。

○松重保健医療課長 保健医療課長の松重です。

私のほうが、インフルエンザの予防接種について回答させていただきます。

今年度は国のほうも新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染症の両方が、感染が重なる時期が来るということでありまして、通常であれば10月から定期予防接種で、高齢者の予防接種を行うところではあるんですが、国のほうがまずはこの高齢者あるいは疾患をお持ちの方について、先に10月前半に接種を優先的に開始したいという思いがあるんですけども、これは、ほかの高齢者は定期予防接種ですが、それ以外は自由診療になっておりますので、高齢者を優先的という方向で国は考えておりますけれども、あくまでもこれはお願いにしかないと、国のほうも言っております。

ただ、先に高齢者と基礎疾患をお持ちの方、この方を10月前半に接種を開始したいと聞いておりますが、まだ、正式には通知は来ておりませんので、私どももまだどのようにしていくかというところは、医療機関とも話はできておりません。

ただ、65歳以上の方につきましては、広報等を通じてにはなりますし、基礎疾患をお持ちの方はかかりつけ医の先生方を通じて接種をお願いする、接種勧奨していただくという方向で考えております。

例年65歳以上の方は50%程度しか接種されておられませんけれども、今年はそれ以上の方が接種されると思われますので、こちらもそのように体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 小田課長。

○小田監理課長 穂仁原地区内の国道186号の改良事業につきましては、現在、広島県のほうから情報を得られている内容につきまして、この8月12日に川手地区の連合会に対しまして説明を行ったところでございます。その場で出ました主な意見あるいは要望としましては、現在あります旧校舎の代替施設の設置要望というのが出ております。それと、代替施設につきましては、もし地元負担が出るのであれば負担の軽減をお願いしたい。また、建物についてはできれば避難所としても活用できるような2階建ての避難所、あるいは平坦な広場。今校舎が建っている土地といわゆるグラウンドにつきましては、若干の高低差がありますので、そちらのほうを同じ高さにして、いろんな地域活動に活用できるような広場の整備という御意見を伺っております。

次回の協議につきましては、今月の28日を予定しております。今後とも地元の皆さんの御要望等を頂きながら、この跡地につきましてどのようにしていくかということにつきましては、検討していきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 ありがとうございます。

先ほどのインフルエンザと新型コロナウイルスの対応であります、しっかりと対応していただいて、65歳以上の対象者については75%ぐらいまで上がるぐらいの接種をしっかりと呼びかけていくことが必要ではないかと思えます。

それから、本日の中国新聞で、山口県のほうがインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を避けるために、生後6か月から小学校6年生までの子供たちに、約13万人ですが、無料で予防接種をするという新聞記事がありました。そういったことにおいては、本市もこういった子供たちの場合は、保育所の集団感染あるいは学級閉鎖など、非常に直面する大きな問題がありますので、予算を伴うことではありますけれども、子供たちの健康、今年度は特に学習が遅れていると思うのであります。そういったことのためにも、学級閉鎖を起ささないという必要があると思えますので、ぜひこういった無料で子供たちに接種できるような対策を取っていただければ、教育のほうからしても非常に勉強が進むということではないかと思えますので、御検討をお願いしたいと思います。山口県の今朝の新聞

報道は見られたと思いますので、感想をお聞かせください。

それから先ほどの徳仁原小学校の解体であります、地元の住民の皆様もいろいろと御要望、検討をなさっているようでございます。非常に人口が少ない地域での設備でございますので、制約があるだろうし難しい部分があるかと思うんですが、地元住民の皆様も非常に長い間、じっと我慢をしてこられた状況があるんだろうと思いますので、しっかりと住民の意見に寄り添った解決策をお願いをいたします。

それから、これは先ほどの質問以外に追加分ではありますが、災害復旧費で伺います。

令和2年7月豪雨の復旧工事で、現在手がついてない状況の工事があるのかどうか。それから採石場のほとりの、土砂が崩れました。これはどういうふうに今後検討されておるのか、補修される予定なのか、それとも採石場のほうがその地域の碎石を広げることで解決しようとなさっておるのか。あるいはその他の思いがあるのか、そういったことについて今後の展望をお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○西村委員長 土木課長。

○廻本土木課長 今の7月豪雨の災害に伴って、未着手があるかどうかということですが、現在全て着手済みで、ほぼ全部完了しています。

○西村委員長 山本建設部長。

○山本建設部長 先日の雨で崩れました県道、採石場の部分でございますが、以前から十分離合もできない部分であり、勾配もきつい道路であるということで、広島県のほうには改良のほうのお話はさせてもらってます。

また、広島県のほうも、5年ごとに道路計画を作成していき場所を選定していくんですけど、確実ではないんですが、次の次期計画のほうには入れていただくように、今要望を調整中でございます。

いずれはもう県道改良というところで、広島県のほうにも別個にも要望していきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 先の7月豪雨災害の災害については完了しておるということであったと思うんですが、今日議案に出とるわけで、議案が議決しないと完了にならないと思うのですが、そのところを訂正しといてもらえたら。

以上。

○西村委員長 廻本土木課長。

○廻本土木課長 すみませんでした。

今着手しているものは、当初予算で対応させていただいて、今後やる軽微なものは今後の補正予算で対応させていただきます。

以上です。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

山本委員。



○**山本委員** 一般会計補正予算書の63ページに放課後児童クラブ運営事業として委託料217万8,000円計上されておるんですけど、これは何をされるんですか。まだ、民間委託してないんですが、補正で委託料を含んだということは、どういうことになるんですか。何を委託するのか説明してください。

それから歳入の中に、県支出金として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金という名目で、86万9,000円が歳入に計上されているんですが、これは午前中に議論をした例の、職員が新型コロナウイルス感染の搬送とか作業に従事するということを予想して、それに対する機関ごとの手当を出すという、そういうものですか。それとは別にこの上がつると補助金というのは、目的があるのなら、そこを説明してください。

それから歳出の59ページに、予防接種推進事業の委託料というので44万円計上されておりますが、現在大竹市では、私の記憶では75歳以上の高齢者に対しては、インフルエンザの接種の際に一定の補助をするという措置が取られてきたと思うんですが、そういった年齢によるインフルエンザの予防接種をより普及して、医療費の高騰を招かないように、また、市民の命に関わるような事態を防ぐということの取り組みをどう強化するかということが、今さらに話題になつとるわけですが、そういったことでインフルエンザの予防接種の場合の大竹市が取っている接種料も、安くなるんだろうね。年齢によってどういうふうな補助の仕組みになっているのか聞かせてください。

○**西村委員長** 山田係長。

○**山田社会教育係長** 先ほど山本議員から御質問がありました放課後児童クラブ管理システム導入委託料について御説明をいたします。

こちらのシステムについてですが、放課後児童台帳を電子化し管理する、こういったことを目的として導入するものです。今まで私ども、放課後児童クラブの児童を管理することにつきましては、全てエクセルで管理をしていたわけですが、このシステムを導入することによりまして、まず、納付書などがシステムから出てくるといったこともできますし、保護者説明会を行ったということを私ども説明させていただきましたが、その際に保護者からも要望がありました口座振替、こういったものもこのシステムを導入することによりできるようになります。そういったシステムを導入するための導入経費として、今回計上したものです。

以上です。

○**西村委員長** 松重課長。

○**松重保健医療課長** それではインフルエンザの補助についてお答えします。

大竹市が行っているのは定期予防接種で65歳以上の方と60から64歳までの方で、呼吸器等の1級程度の障害をお持ちの方を対象に事業を行っております。

今年度の委託料のほうが、正確には覚えていないんですが、5,000円を超えております。課税世帯の方は1,500円自己負担を出していただいております。残りを市のほうが補助しているということになります。

非課税世帯あるいは生活保護世帯の方は、事前の申請は必要ですけれども自己負担はないと。全て市の方が補助をしているという形になっております。

以上でございます。

○西村委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 歳入で質疑のあった衛生費県補助金ですが、これは職員の防疫等作業の特殊勤務手当の補助ということではありません。

○西村委員長 挙手して質問してください。

山本委員。

○山本委員 それでこの放課後児童クラブ管理システム導入委託料、これは一人一人の児童の管理をよりペーパー上でも強化をするという狙いですか、どういう意味でやっとする。目的がはっきり理解できません。もう一回説明してください。

それと今のインフルエンザの予防接種は、年齢によって実費が5,000円以上かかるところを市のほうで補助してあげて、その予防接種がしやすいような措置を取ってきているということなんです。児童生徒、幼児、その他の市民については、この際だから新型コロナウイルスとの関係もあったので、せめてこの10月、11月、12月から来年3月までのこの期間に予防接種がより普及して、市民がインフルエンザや新型コロナウイルスに感染することがないように、特別の期間としての措置を取るべきではないかと思うんですが、そういう思いやりのあるお考えは全然ないんですか。

この9月定例会では、新型コロナウイルス対策について相当多くの議員が、行政に対するより一層の新型コロナウイルス感染防止、また時期的にはインフルエンザとの感染予防と併せた対応を求める意見なり提案なりしてきたんですが、執行部としてはいまだにそういうことに背を向けたまま、今までどおりのことで事が済むという消極的なお考えですか。

せめて新型コロナウイルスとの関係で予防すべき時期に入るわけですから、全部を補助せよとかいうことはなかなか財政上も難しいと思いますけど、5,000円かかるところは1,000円でも1,500円でも補助してあげて、インフルエンザに感染しないような皆さんの意識の高揚と併せた具体的な負担も軽減してあげると、こういう思いやりのある施策がインフルエンザを防ぐ、新型コロナウイルスの予防の不安を防ぐと。ひいては医療費の高騰にもつながるということになるわけですから、ぜひそのことをやってほしいんですが、担当課長の独断ではいかんでしょうから、市長の思いを聞かせてください。

○西村委員長 市長。

○入山市長 今朝の新聞は山口県のほうで小学生までの子供に予防接種費用を全額補助するということでございます。それで国のほうは、65歳以上の高齢者の方、また持病をお持ちの方は、ぜひ10月初めから受けてくださいということを積極的にPRしていると。

御承知のように、インフルエンザのワクチン、無尽蔵にあるわけではございません。何年前に自分が受けようとしたときに、ごめんなさい、品物がないのでということで、3週間ぐらい待った経験がございます。

今回のことも、国がそういうことをしっかり考えた上でいろんな対策を考えられるだろうと思います。山口県がすれば、広島県もそれなりの対応をされるだろう、国もそれなりの対応をされるだろう、そのあたりのことをしっかり見据えながら、また、ワクチンそのものの数量がどのくらいあるかということもしっかり考えながら、まずは10月初旬、早い

時期に高齢者の方、そして、持病をお持ちの方については市のほうで万全を期してPRしながらやっていきたい。そして、今でも非課税世帯や生活保護の皆さん方には無料で提供できるようになっております。

そういうことで今でも補助はいたしておりますので、そういうことをしっかり見詰めながらやっていきたい。ぜひ早めに、10月初めから、今のうちからお医者さんのほうに申込みをお願いいたします。

○西村委員長 三井課長。

○三井生涯学習課長 御質問の、放課後児童クラブ管理システム導入委託料についてでございます。

こちらは放課後児童クラブの民営化とは全く関係がございません。どちらかといいますと、市の職員が行う事務に関するもので、仮に民営化された後も、この作業というのは市の職員が行うものをシステムを導入して行っていくというものです。

目的についてですが、先ほど係長のほうからも話があったと思うんですが、現在、放課後児童クラブの保護者が支払う負担金については、市役所から納付書を発送して、それを3時までに銀行に持っていかないといけないと。非常に不便な状況です。そういうことを先般の保護者懇談会で何とかしてほしいという御意見が出たので、そこを何とかしようと思うと口座振替という方法があります。その口座振替を実現するためにはこのシステムを導入しないと、実現できない。

また、今新型コロナウイルスの関係もございまして。できるだけ人と人との接触を減らしたいというところもありますので、そういう目的でこのシステムを導入するものでございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 もう質問回数3回になるんで、お願いにならざるを得んですが、このインフルエンザの感染予防にはとりわけ新型コロナウイルスの感染防止の対策と併せた課題でもあるので、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思うんです。

それで先ほど申しあげましたように、これ家族全員、4人家族であれ3人家族であれ、4,000円かかっても3人なら1万2,000円の負担があると。それから新型コロナウイルスのために今、非正規の方の中には仕事を失って、経済的に困る家庭もあつたりするわけで、家族が4人も5人もということになれば、なおさらに経済的な負担も大きいわけですから、特に児童生徒を抱えとる家庭ほどその負担が大きいという実態があるわけなんで、市長のほうでは議決を経なくても専決処分で実施できる範囲の予算措置でも、相当な補助援助の対象になる市民の皆さんもいると思うので、そういったことも含めて重々検討してもらって、実施に向けた対応をお願いしておきたいと思っております。

それから休日診療所に対するこの新型コロナウイルスに関連した費用計上がありますね、金額は僅かですが。これはあれですか、どういう内容のものですか。休日診療所に対する予算措置が、計上されているんです。そこのところ説明してもらえますか。もしや先だって私が仄聞した、休日診療所でも新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合PCR検査

ができるような対応をするということが前提のものなのかどうか、期待を私はしているんですが、説明をお願いします。

○西村委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 休日診療所関連の予算でございますけれども、国のほうが行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、こちらを県の事業で行います。これは休日診療所だけではなくて、県内の医療機関に対して補助を行うものです。新型コロナウイルスの感染拡大防止の支援事業として、病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局等に補助をするものです。そして、そこに従事される方の慰労金を交付する事業でございます。

慰労金に関しましては、3月6日から6月30日の間に10日以上勤務した者が対象になっております。休日診療所におきましてはこれに1名が該当しますので、5万円の給付があるということになります。

これらのお金は全て県の補助金から交付されるということですので、こちらのほうを休日診療所のほうで給付金と支援事業としまして、消毒薬の購入とか待合室に置きます空気清浄機の購入等を予定しております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、発言をお許しいただきましてありがとうございます。1点だけ伺いたいと思います。

消防費の消防一般事務7万円の減額。消防フェアのほう中止になったからその報償費として、記念品としてのものがなくなったというふうに、補正予算書のほうには書いてあります。恐らく記念品とかは表彰とかの記念品だったらまた別の日に渡せるので、恐らくポイントラリーか何かの子供たちに渡す記念品あたりかなと想像したんですけど、消防フェアが中止になったのは大変残念です。この7万円というお金を使って、すごい防災意識の啓発、向上、それから身近な消防士をしっかりアピールできるとてもよいイベントですので、残念です。こういう事態ですからしょうがないんですが。

ただ防災週間が、先週終わったばかりで、とにかく防災意識の啓発というのがその日だけのものではなくて、常に機会があればどんどんやっていくべきことだと思います。1年中あっていいと思うんですよ。ですのでこの7万円が全部減額というわけではなくて、ほかの形で何かそういった啓発というのはできなかったのかなと思います。

流用が難しければ、消防フェアという冠をつけてほかの啓発の仕方を年間、これ半年ぐらいですね、できなかったのかなと思うんですけど、そのあたり何か担当のほうで意見交換など、なかったですかね。

○西村委員長 消防長。

○佐伯消防長 おっしゃられますように、今回の7万円減額については消防フェアの記念品でございます。同日開催しておりますコイ・こいフェスティバルのほう中止というのが決まりまして、消防フェアだけ開催するかどうかといったところも検討はしたんですが、やはり皆さんが集まる機会として、コイ・こいフェスティバルと同時に開催したほうが、

消防フェアだけ単独開催してもなかなか来ていただける方、余り多くないのではないかと。中止の理由も新型コロナウイルスということですので、同じ理由で消防フェアのほう中止させていただきました。

予算のほうで消防フェアの記念品という目的を持った予算でしたので、これはそのまま減額をさせていただいたんですが、おっしゃられましたように、防災意識の高まりのためにこのお金を使うということではなくて、ほかの方法も今何をするという考えを持ち合わせているわけではないんですが、お金を使わなくてもできることもあろうかと思っておりますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

具体的なことを申し上げましたら、去年の消防フェア、私も行かせていただいたんですけど、レスキュー戦隊マモルンジャーと、ファイヤー戦隊ケスレンジャー。これを1年間寝させるの、もったいないですよ。大竹市の消防の職員が自前であそこまでのパフォーマンスを見せてくれて、大変誇らしく思っていました。最初から最後まで見て脱帽したんですけど、通常の業務ももちろんある中で、難しいかもしれないんですけど、例えば希望する保育所に出張してパフォーマンスして、防災ってこんなだよって、消火ってこうやるんだよって見せるとか、この日に消防署に遠足来てくれたらはしご登りとか見せるよとか、そういうふうな子供たちに対するアプローチっていうのは、やっぱり幼い頃からやっていただきたいなというのがすごく思います。

マモルンジャーとケスレンジャー、1年間寝させておくのはもったいないと思うんですが、何かないですかね。

○西村委員長 消防長。

○佐伯消防長 御提案いただきありがとうございます。

おっしゃられたように、実は保育所のほうにマモルンジャーが行って啓発をするという活動を、今考えております。実際、保育所長とも協議もして、4公立保育所がありますけど、それぞれ出向いて新型コロナウイルスを退治するためには何が必要か、手洗いとかを徹底するとか、そういったシナリオを設けて活動するというのを今検討しております。

そういった中で、なかなか保育所も新型コロナウイルス対応ということで、子供さんが集まってということも配慮しながら、何とか活動していきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 うれしいですね。ありがとうございます。ぜひ多くの子供たちの目に留まるようにしてもらえたらと思います。マスクもつけてますし、そこから広がることはないでしょうし。マモレッドもいらっしゃるようですので、現場で頑張ってください。

終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。  
続きまして、討論に入ります。  
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。  
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
説明員の交代をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔説明員交代〕

○西村委員長 続いて、日程第7、令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件は事前に請願文書表を議案の配付と併せてサイドブックに掲載しております。総務文教委員の皆様方は、既に意見書案とあわせて事前に御一読いただいているものと存じますので、請願の要旨の朗読はここでは省略をさせていただきます。

それでは早速審査に入りたいと思います。

審査に当たりまして、執行部において本請願に関しまして、現状等やお考えについて教えていただければと思います。

真鍋課長。

○真鍋総務学事課長 それでは少人数学級の推進などの教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る教育委員会としての考えを述べさせていただきます。

まず、少人数学級の推進につきましては、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となります。

これらのことによりまして、児童生徒の学力の向上やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できます。

ただ、教育効果を左右する要因には、大人数か少人数かだけでなく、教員の力量、家庭の教育への関心の高さ、家庭環境や友達関係等、様々な要因が考えられます。

まずは、教員不足と言われている中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保が可能であれば、教職員定数改善についてぜひお願いしたいと考えております。

次に、義務教育費国庫負担割合についてです。

もし義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとしましたら、続いてどのような制度ができるのか分かりませんが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の

教育費が増加して、その結果、大竹市にとっても新型コロナウイルス感染症対策も含めて、児童生徒及び教職員の健康面及び安全面、そして、児童生徒の学力向上に係る教育施策の充実が期待できるということであれば、ぜひお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 それでは委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して確認したいことがありましたら、質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めます。

継続審査等の意見もございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は継続審査等の意見がなかった場合、また継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

改めて本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めます。

御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 意見なしと認めます。

以上で意見を終結いたします。

それでは討論に入ります。

討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

令和2年9月8日には政府の教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループが文部科学省で開かれまして、新型コロナウイルス感染症を踏まえた初等中等教育の学びの在り方について討議されて、少人数によるきめ細やかな指導体制・環境整備についてを成果文書としてまとめたということでありまして、萩生田光一文部科学大臣は、同日安倍晋三首相に提出し、次期政権に議論が引き継がれるよう求めたということでございます。

こういったふうに、文部科学省としても積極的に取り組んでいるということでもありますから、ぜひともこの請願については採択をしていただきたいと思いますと考えます。

以上です。

○西村委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

なお、9月1日の議会運営委員会で、本請願の意見書案について訂正等がございましたら、9月9日までに事務局に提出いただくこととなっております。訂正等の御意見はありませんでしたので、現案のまま本会議最終日に上程することといたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。長時間御苦労さまでした。

14時54分 閉会